

令和7年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1544号）《未定稿》

◎日 時 令和7年6月25日（水）午前10時30分

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともり	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
21番	ふかみ	貴子	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋 口 高 顕 君
副 区 長	坂 田 融 朗 君
副 区 長	小 林 聡 史 君
保 健 福 祉 部 長	清 水 章 君
地域保健担当部長	高 木 明 子 君
千代田保健所長	
地 域 振 興 部 長	印 出 井 一 美 君
文化スポーツ担当部長	中 田 治 子 君
環境まちづくり部長	藤 本 誠 君
ゼロカーボン推進技監	川 又 孝 太 郎 君
まちづくり担当部長	加 島 津 世 志 君
政 策 経 営 部 長	村 木 久 人 君
デジタル担当部長	夏 目 久 義 君
財産管理担当部長	
行政管理担当部長	御 郷 誠 君
会 計 管 理 者	大 谷 由 佳 君
総 務 課 長	佐 藤 久 恵 君
企 画 課 長	小 菅 啓 介 君
財 政 課 長	前 田 美知太郎 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
子 ども 部 長	小 川 賢 太 郎 君
教 育 担 当 部 長	大 森 幹 夫 君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河 合 芳 則 君
-------------	-----------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	恩 田 浩 行 君
----------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	石 綿 賢 一 郎 君
事 務 局 次 長	(事務局長事務取扱)
議 事 担 当 係 長	新 井 秀 樹 君
議 事 担 当 係 長	河 原 田 元 江 君
議 事 担 当 係 長	彦 坂 悠 介 君
議 事 担 当 係 長	細 倉 岳 君

午前10時30分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和7年第2回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、1番西岡めぐみ議員。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○1番（西岡めぐみ議員） 令和7年第2回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問いたします。今回は、**国際理解とデジタル人材育成の推進**について質問いたします。

文部科学省での国際教育の意義は、初等中等教育段階において、全ての子どもたちが異なる文化を持つ人々を受容し、共生のできる態度・能力、自らの国の伝統・文化に根差した自己の確立、考えや意見を自ら発信し、具体的に行動する能力を身につけることができるようにすべきであると示しています。（スクリーンを写真画面に切替え）

文部科学省DXハイスクール指定事業のパイロット校として、**区立九段中等教育学校**では、スムーズな運営ができるよう最先端教育推進室を設置しています。九段探求プランを軸とし、自分らしさを発見し、未来をつくっていくグランドデザインを中心とした教育の下、定期的にE n g l i s h シャワーを実施し、中等教育学校に在学しながらアメリカの高校卒業資格も併せて取得できるUSデュアルディプロマプログラムのシステム導入や、英国のサイバーセキュリティ専門家育成プログラムの連携事業、産業界と連携した取組など、海外研修、ICT教育を充実させており、生徒たちの可能性を広げる積極的な活動をしています。オーストラリアホームステイ、UCLA海外大学派遣研修、シンガポールでの企業訪問と研修やイギリス国立バンガー大学短期留学研修などを実施し、令和7年度から国際的な視野で物事を考え、グローバルマインドを備えたリーダーとしての資質を身につけることを目的とし、3年生から5年生を対象としたシリコンバレー派遣研修を選択制で募集しています。今年の秋にアメリカのグーグル本社を訪問するなど、イノベーションの本場で知識とスキル向上はもちろん、現地デザインテックに参加し、多様な価値観と出会うことで柔軟な思考力や将来のキャリアのヒントを得られる研修機会を予定しています。シリコンバレーでは、自動運転車両に生徒たちが乗車する体験も予定しているそうです。

（スクリーンの写真画面を切替え）

生成AI開発にも積極的に取り組み、Japan Generative AI Award 生成AI大賞2024においては、セブン&アイホールディングスやNEC、名鉄、ライオンなどの名だたる大企業と肩を並べ、学校として唯一のファイナリストに選出され、生成AI優秀賞を受賞しています。「教育活動を充実させるための学校用にカスタマイズした独自生成AIシステムの開発」をテーマとし、生成AIを活用可能な環境として校内GPTを導入することで、生徒や教職員全員が授業などの教育活動で安全に効率よく活用しており、DX化のまさにトランスフォーメーションを実践しています。

生徒たちのプレゼン技術向上や共同作業なども実施教員の指導レベルの底上げも必要となり、

その経験や力量を生かせるような人事配置を行っています。九段中等教育学校のみならず、海外研修やICT分野で蓄積された人材や経験、手法、教材などを将来的に区内で共有していくこともバランスのいい教育の底上げに貢献でき効果的と考えます。

九段中等教育学校では3Dプリンターを3台所有していますが、それら3Dプリンターを活用するなど、区立小中学校での身近なICT体験学習を実施してはいかがでしょうか。また現在、区立小学校や区立中学校での教育DXはどのような取組をし、目指す方針はどのようなものかお答えください。また、情報リテラシー、モラルなどについて、区立学校での取組も具体的にお答えください。

世界的IT企業との交流やシリコンバレー派遣を通じた先進的な学びと国際的視野とデジタルスキルを育む教育機会を九段中等教育学校にとどめず、区内のほかの中学校、小学校にも拡充することで区全体の教育水準向上を目指すべきだと考えます。（スクリーンの写真画面を切替え）

世田谷区では、区立小中学校の児童・生徒を海外に派遣することにより、訪問国の文化や伝統に直接接触るとともに、現地の小中学生と交流する体験を通して国際的視野を広め、国際社会に対応できる能力の基礎を培うとして、小学5年生から中学2年生およそ50名を対象とした教育委員会の海外派遣事業を実施しています。目的は、語学力を重視するのではなく、国際理解や多文化交流が目的の事業となっており、現地での学習やボランティア活動を行っているそうです。

「海外派遣で学んだことを自分の生活や将来のためにどのように生かしたいか・また自分に関わる地域や社会にどのように生かしていきたいか」などのテーマで作文を提出し、面談等の選考後、およそ50名の児童・生徒が決定され、渡航代金、宿泊費などは全て世田谷区が負担しており、参加費は無料となっています。世田谷区のような海外でしか得られない学びや体験の充実を図るために本区でも募集、展開していくことは可能でしょうか。

また、今回の九段中等教育学校でのシリコンバレー研修では、参加する生徒1人当たりおよそ90万円ほどの費用負担がかかるとのことですが、コスト面での補助などは拡充可能でしょうか。区のご見解や検討していることがあればお答えください。

次に、**区民向けのデジタル体験、研修機会の創出**についてお伺いいたします。（スクリーンを資料画面に切替え）

現在、デジタル政策課では「デジタルの力を使って千代田区をもっと素敵に、未来の千代田区を創る」と称し、デジタルを活用した政策提案ワークショップを開催予定で、中学生を対象として募集しています。デジタル技術の展示会へ参加するなど、ワークショップを経て何を指すのか、地域へどのように還元していくのが課題かと思えます。区民向けの先進技術体験プログラムを導入することで、区民が先進地での体験を通じてデジタル社会への理解を深め、地域に還元できる仕組みづくりや地域全体のデジタル対応力を高める施策について、現在、区の取組や方針はどのようなものでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

また、地域の人材、組織連携のための支援体制を構築する具体策はありますか。

令和7年度の九段中等教育学校の予算では、生徒がアメリカの代表的なシリコンバレーのグーグル本社を研修をして、最先端ITと先進的なデジタル技術に直接接触れる機会を設けていること

は先に紹介したとおりです。生徒たちの将来を変える可能性もあるすばらしい取組です。その上で、D Xの観点からも子ども部と連携して、九段中等教育学校のような、世界に裾野を広げて、子どもと保護者、または幅広い区民の方々へも対象とした様々な体験を実施していただきたいと考えます。

新たなデジタル技術の活用がなかなか進まないのは、視野を広げて実際に体験に触れる機会と刺激が少ないことも一因ではないかと思えます。東京都D X人材確保育成事業を活用して、G o v T e c h東京や東京デジタルアカデミーなど、都の職員や行政サービスの最前線を担う自治体職員のスキルアップの拠点づくりを実施しており、職員の海外派遣でI C Tスキルをブラッシュアップするために、現地専門大学院や海外でのI C Tでの先進的に取り組んでいる自治体に研修派遣などしていますが、本区での取組はその後どのようなものでしょうか。

海外の最先端のI T企業で最先端の技術に触れるなどの貴重な体験を九段中等教育学校の生徒に限定せず、幅広い区民の方々や職員にも経験していただければいかがでしょうか。千代田区だからこそできる特別な体験が実るよう、数年後、九段中等で特別な体験をした生徒も社会に出ていき、その世代と一緒にデジタル社会を育むには世代を問わず最先端のものに触れることが必要です。区としてデジタルに関する区民や職員の海外研修等についてどのように考えているのか、ご見解をお願いいたします。

以上、関係理事者の明快な答弁を求め、一般質問を終わります。ありがとうございました。  
(拍手)

[教育担当部長大森幹夫君登壇]

**○教育担当部長(大森幹夫君)** 西岡議員の国際理解とデジタル人材育成についてのご質問にお答えいたします。

まず、九段中等の3 Dプリンターの活用についてですが、議員のご提案も踏まえ、まずは小学校高学年を対象に体験学習の実施に向けて取組を進めてまいります。

次に、区立小中学校における教育D Xについてですが、令和3年度よりちよだスマートスクールの取組を開始し、児童・生徒が様々なアプリケーションを活用して情報収集・分析したり、共同編集での資料作成やプレゼンテーションを行ったりするなど、幅広く情報活用能力を育成しています。また、クラウドを活用した共同的な学びや探究的な学びを通して児童・生徒が学習方法を自ら決めて学んでいくといった新たな学びのスタイルの実現を目指し教育D Xの推進を図っているところです。さらに適切な情報を取得して整理・比較することや、得られた情報を分かりやすく適切に発信・伝達するといった情報モラルを含めた情報活用能力を育成するため、本年度よりちよだリテラシー教育の推進に取り組んでいるところでございます。

教育委員会としては、ご指摘の九段中等教育学校における校内生成A IやデジタルスキルなどのI C T分野での先進的な取組を他の区立学校へも展開・共有できるよう、様々な教育の機会の創出に努めながら区全体の教育水準の向上を図ってまいります。

次に、ご提案の海外派遣事業の展開については、その実現可能性なども含めて、まずは調査研究が必要と認識しております。

最後に、シリコンバレー研修については、現状、国の留学促進事業における支援金に相当する額を補助しておりますが、その拡充については、他の中学校とのバランスなども考えながら検討してまいります。

〔デジタル担当部長夏目久義君登壇〕

○デジタル担当部長（夏目久義君） 西岡議員の区民向けのデジタル体験・研修機会の創出に関するご質問にお答えいたします。

区では、昨年度から区民参加型デジタルプロジェクトを実施しており、今年度はデジタル技術に親しんだ中学生が新たな発想で地域課題にデジタル的アプローチを試み研究・発表するワークショップを実施いたします。この一環として中学生を最新のDX技術を体験できる施設へ案内しデジタル的な知見を深めていただく予定であり、先進的な体験が区政に反映されることを期待しているところです。また、こうした取組により、地域の人材育成等を推進するとともに、区のデジタル人材の育成に当たってはGovTech東京への職員派遣等により、専門的、先進的な知見の蓄積に努めているところです。

議員ご提案の区民や職員が海外の先進的な事例に触れる研修の実施については、参加者にとっては貴重な体験の場になるとともに、例えば参加者が海外の先進事例を研究し、得られた知見を区政に還元する仕組みを整えることで、区民参加型デジタルプロジェクトとしても有意義な取組となる可能性があると考えております。実施に当たっては、研修先の選定に加え、参加者の選定方法、費用負担の考え方、効果測定の方法など、整理すべき課題もありますが、取組が最大限に効果を発揮するための試行なども視野に入れつつ、効果的な実施方法の検討を進めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、11番はやお恭一議員。

〔はやお恭一議員登壇〕

○11番（はやお恭一議員） 令和7年第2回区議会定例会において一般質問をさせていただきます。（スクリーンを資料画面に切替え）

昨年11月の一般質問では、本区の官製談合事件について数々の矛盾や疑義を残しながらも、入札不正行為等再発防止検討報告書の公表をもって千代田区は本事件に区切りをつけようとしていることに疑問を投げかけました。また、事件当時の副区長である山口氏が漏えいを指示したかどうかについて、司法の場での判決文と区が作成した報告書の2種類の記載内容が相反していること、そのため事実が曖昧なまま組織的に山口氏をかばっている印象が否めないことも訴えました。しかし、このような重大な事案に対しても責任者である区長ご本人は答弁されず、理事者も同じような答弁を繰り返すにとどまり、この事件に本気で向き合う気があるのかどうかと大変残念な思いをいたしました。あれから半年がたちました。この間、新聞やメディアによる本事件における区の組織的関与の可能性の指摘、また、裁判所における刑事訴訟確定記録の閲覧による山口氏、嶋崎氏の供述調書の把握など、当時の指摘が客観的な見地からも疑問を呈するものであることが明らかとなってきました。

今こそ本気で千代田区を立て直すため、厳正中立に事件に向き合い、原因を正確に究明し、抜本的な改善策を区民に打ち出すことが必要です。臭いものに蓋をしてやり過ごすわけにはいきま

せん。区議会と執行機関が共に協力して再出発していくためにも、本事件における区の組織的関与について、報告書と報道及び供述書との相違点を中心に質問いたします。（スクリーンの資料画面を切替え）

まずは、報道や供述調書に基づき、この事件の経緯を整理したいと思います。前副区長の山口氏は、石川区長の5期目の当選を踏まえ、執行機関と区議会との関係修復を目的に、2017年2月以降、自民党議員団の幹事長であった嶋崎氏との会食を重ねるようになります。その初回の会食に同席したのは、当時まちづくり担当部長であった、現在副区長の坂田氏です。坂田氏といえば、まさにその1年半前に日比谷エリマネに関する区有地の無償貸付けについて適正な意思決定の手続を飛ばした人物です。そして、2017年2月の会食の2か月後に政策経営部長、その6か月後に教育長と異例の早さで昇進し、現在、樋口区長の任命の下、副区長の職にあります。一方、会食の効果もあってか、その後、議会の関係は改善傾向に向かい、その見返りとして山口氏は嶋崎氏から契約をはじめとする幅広い問合せや要望を受けることとなります。

例えば、山口氏の供述調書によると、嶋崎氏の要望を受け、管工事の区内の業者が受注機会を拡大できるよう契約課長に命じて優先業種以外の分野への入札を認めない新たな制度をつくらせました。また、東郷公園の改修工事の予定価格や入札状況を山口氏が契約課長に確認し、山口氏から嶋崎氏へ伝えたことも述べています。そして2018年4月に行政管理担当部長に吉村氏が就くと、山口氏は、契約課長の上司となる吉村氏を副区長室に呼び、これまで嶋崎氏から山口氏に契約に関して問合せがあった場合には、契約課長から情報を得て嶋崎氏に答えていたこと。また、今後は契約課長の役割を吉村氏にお願いすること。嶋崎区議から吉村部長に直接問合せがあった場合は、調べた結果を山口氏に報告してもらいたいことを指示したと供述しています。

一方で、区の公表した報告書では、当時の副区長の具体的関与は確認できなかったと結論づけられました。山口氏の供述調書では、同氏が吉村氏をはじめとする元職員らに対し、元区議からの契約に関する問合せに対応するよう指示したことが明確にされているにもかかわらずです。この山口氏の指示が結果として入札情報の漏えいを招くことにつながり、報道では、副区長が主導した組織ぐるみである可能性が報じられました。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで伺います。区長はこの前副区長の供述内容をどのように認識しているのでしょうか。また、再発防止検討報告書の結果と山口氏の供述内容との矛盾について、区としての説明責任をどのように果たすのでしょうか。今回の事件が特定の職員個人の問題にとどまらず、組織的な関与、特に上層部の指示・黙認があった可能性について、区として徹底した再検証を行うべきと考えますが、区長の見解を伺います。

次に、事件発覚後の区の対応の質問に移ります。（スクリーンを資料画面に切替え）

遅くとも2023年10月の警視庁からの捜査協力の依頼により、千代田区は両者の逮捕前に本事件の存在について認識があったと考えられます。また、翌11月には職務に関する法律相談制度を活用し2名の弁護士に業務委託をしています。それらへの対応は政策経営部が担当し、当時の責任者は部長である古田氏でした。政策経営部長であった古田氏は再発防止検討委員会の立ち上げ時のメンバーとしても参画しており、また、同委員会の委員長は副区長である坂田氏が務

めていました。（スクリーンの資料画面を切替え）そして、同委員会は6か月で報告書をまとめ、そこには副区長が具体的に関与したと認め得る事実は確認できなかったと結論づけています。

そもそも、これまでの経緯から関係者に相当する坂田氏や古田氏が検討委員会に参画するという、その選定そのものに厳正中立な立場からの検討を行える客観性はあるのか、違和感を感じざるを得ません。（スクリーンの資料画面を切替え）

さらには、嶋崎氏の公判において、裁判長からの「いつから情報を業者に漏えいしていたのか」との意味の問いに、嶋崎氏が10年前からと答えたことは複数の傍聴者が聞いており、そうすると2024年の10年前から同様の行為が行われていた可能性すらあります。それが事実であれば、今回の事件は単発的なものではなく、官製談合が常態化していたことにもなり、事件以前についてもさらなる検証が求められます。（スクリーンの資料画面を切替え）

そして、報告書は、個々の職員の倫理観や制度面の不備に焦点を当てているのに対し、供述調書や報道からは、より上位の指示や組織的な慣行、人事面での思惑など、組織全体として不正が行われやすい構造があった可能性が強く示唆されています。この相違点からも報告書は組織の根本的な問題に踏み込めていない可能性が高いことがうかがえます。（スクリーンの資料画面を切替え）

また、以前から指摘しているように、再発防止検討委員会に助言を行う有識者会議の弁護士2名は、逮捕の2か月前から区の立場に寄り添い相談に応じてきた方々です。この案件に全く関与していない真の意味での第三者機関として客観性、独立性が担保されているとは言い難いものがあります。

今からでも遅くありません。これまでの膿を出し切り正しい再出発をするためにも、日弁連のガイドラインに適した第三者機関に相当する会議体を改めて設置し、厳正な真相究明と再発防止策を講じるべきではないでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

そこで伺います。区として、この長期にわたる不正行為の実態について、過去に戻って徹底的な調査を行うべきと考えますが、区長の見解をお答えください。また、長年の不正を見過ごしてきた組織の責任とその再発防止に向けた具体的な対策についてどのように考えているのか、お答えください。（スクリーン表示を元に戻す）

この事件の発端は副区長という立場から部下への漏えい指示であることは明白です。その指示さえなければ何人もの職員が辛い思いをしなくてよかったです。個人の倫理観のみに帰するものではありません。立件されたかどうかではなく、もっと根本的なところを洗い出し再発防止に努めなくてはこの事件を糧に組織を改善していくことはできません。どうか我々区民代表の声に執行機関はもっと真摯に向き合ってください。区議会に戻ってこの2年強く感じている願いです。

以上につきまして、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） はやお議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の供述調書は、新たな証拠資料ではなく、捜査機関も裁判所もその内容を把握した上で前副区長を書類送致せず、判決においても前副区長への謀議への関与は認めませんでした。不正行為等再発防止検討報告書は、こうした捜査機関の決定や裁判所の判決を踏まえてまとめられたものですので、議員ご指摘のような矛盾はないものと認識しています。加えて、報告書は起訴・書類送致の対象となった事件以外についても調査した上でまとめられたものですので、議員ご指摘のような調査や再検証の必要はないと考えています。今後も報告書に記載した再発防止策の内容に沿った取組を着実に実行することにより、全ての職員が二度と不祥事を起こさないという強い決意の下、再発防止に向けて全庁挙げて取り組んでまいります。

○11番（はやお恭一議員） 自席より再質問させていただきます。

残念で仕方がないということを毎回繰り返しています。という話につきまして、もう先ほどの刑事確定記録に、そしてそれが判決ということなんですけど、そこに明確に刑事確定記録に書いてあるのは、今回のこの漏えいについて、私を通過して報告するという話を山口前副区長は言っていた。それで、そこを通さないで直接やっていたから私は知らない。で、時効だったんです。それで時効になったんです。で、それは供述書から分かっています。まあ、そのことについてはとやかく言うつもりはありません。今回は、この再発防止特別委員会の確定記録の閲覧が特別委員会も認められました。ということですから、これを基にしっかりと検証していきたいと思っています。岩田議員の閲覧内容を公平・中立に検証していきたいと思っています。

こういう中で、残念です。こういうような不誠実な答弁、そして答弁漏れに近いようになっています。で、何かというと、一つは、この、区は確定記録の閲覧をするつもりがあるのか。つまり何かといたら、その刑事確定記録については、特別委員会では検証するという事になっているんです。そこまでおっしゃるのであれば、そこを吟味するという事については、まず一つあるのかどうか、そこをお答えいただきたい。

そしてまた、こういう状況でありながら、もしですよ、確かに形式論からすると、法律的に言ったらば、元幹部の方は有罪になりましたよ。でも、間違いなく供述調書には、自分は指示した。私を経由して言えと言った、と書いてあるんです。そういうところからあったときに、実態論からしたら、間違いなく指示しているんですよ。それがなければ、元幹部は多分その漏えいについてはしなかったということだと思います。ということから鑑みて、今回、プレスリリースにおいて、元幹部職員の退職金返還請求をされていると。こういうところからしたら形式論からそうでしょう。けども、実態論でもし分かった場合、このことについて山口前副区長に対しては、この退職金返還請求をするのかどうか、この2点をお答えいただきたい。

以上です。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） ただいまのはやお議員の再質問についてお答えいたします。

まず、確定調書を吟味するのかということなんですけど、こちらにつきましては、今しがた再質問の中ではやお議員のほうからご説明がありましたように、議会のほうで正式にその閲覧請求をしているということですので、それについて議会に資料として出された場合には、こちらとし

では、きちんとそれについて、こちらの意見を述べていきたいというふうを考えてございます。

それから、前副区長に対する退職金の返還請求についてですけど、これについては仮定のご質問ですので、そのときの事実によりますから、現在どうというふうにお答えすることはできないということでございます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、16番入山たけひこ議員。

〔入山たけひこ議員登壇〕

○16番（入山たけひこ議員） 令和7年第2回定例会に当たり一般質問をいたします。

今回は、**区道の舗装管理、神田警察通りの道路整備、区の暫定活用財産の現状と方針、そして祭礼文化の継承について**伺います。

**区道の道路舗装の維持管理について**伺います。

道路舗装の維持管理の目的として、ひび割れ、ポットホール、わだち掘れなどが原因となる交通事故を防ぐため、安全性の確保や円滑な走行を可能にし、振動や騒音を低減するための快適性や舗装の寿命を延ばし長期的なコストを削減するための耐久性の向上、そして排水性、遮熱性、防滑性などの舗装本来の機能を維持することが重要と考えられます。道路舗装の主な劣化現象としては、交通荷重や温度変化、降雨、凍結融解などの気象条件や材料の経年劣化などにより発生します。年間、区民の方から相談は舗装や道路に関することが多く、区として現状をどのように把握しているのでしょうか。

近年、千代田区内では視認性の向上や景観との調和を目的としてインターロッキングブロック舗装、いわゆるカラー舗装の導入が進められており、特にスクールゾーンや自転車道、駅周辺などで多く使用されています。安全性やまちの景観の維持に貢献しています。（スクリーンを写真画面に切替え） カラー舗装の役割と特徴は、道路の表面に色を加えることで視覚的な通行区分を強調し、明確に区別でき、ドライバーや歩行者の安全で快適な走行、歩行の注意を促す役割があります。また、景観や都市デザインに調和する色彩設計も可能で、景観保全の面でも重要と考えます。（スクリーンの写真画面を切替え） 一方、カラー舗装は長期にわたる使用の中で、太陽光に含まれる紫外線により舗装表面の顔料が分解し、色が薄くなったり、車両通行によるタイヤの接触やブレーキ時の摩擦でわだちができたり、水分の侵入や気温変化による収縮、膨張で表面にひび割れが生じ劣化が進みます。（スクリーンの写真画面を切替え） 維持管理上の課題としては、劣化が進行すると視認性が低下し、通行の安全に悪影響を与えたり、舗装の一部が破損、剥離することでつまずいたり滑りやすくなったりします。特に色が識別しづらくなると、自転車道や横断歩道との区別が困難となり事故の原因ともなります。（スクリーンの写真画面を切替え） また、特殊な舗装であるため、通常の舗装に比べて初期の施工費用が高額になる傾向があり、表面補修が難しくなれば全面的な打替えが必要となり、高額な費用と長期間の交通規制が生じるリスクもあります。カラー舗装を検討する際には、施工場所の地域性や用途、予算、求める機能、耐久性などを考慮し、適切な種類と施工方法を選択することが重要です。（スクリーン表示を元に戻す） そこで伺います。町会や商店街、各個人宅の建物前など、カラー舗装が地域に密着したエリアの道のひび割れ、欠損などの補修工事、汚れなどの環境美化について、区は現状どのよ

うに課題認識、維持管理と整備について、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、今後の神田警察通りの道路整備について伺います。

神田警察通りのⅡ期のイチョウの木の伐採が完了し、地元地域の皆さんが待ち望んでいた道路整備の大きな節目であると感じております。しかし、伐採が終了したとしても、Ⅱ期の道路整備工事はまだ始まったばかりで、Ⅱ期工事が完了しても全体の一部でしかなく、先の神田駅のⅢ期、Ⅳ期、Ⅴ期までどのように一体的な道路整備を進めていくのかが問われています。

そこで伺います。今後、神田警察通りの道路整備工事を、自転車など、交通量が多く、また歩道幅員の狭い神田駅方面から始めるなど、どのようにスピードアップさせ、多くの区民が期待する安全・安心でウォークアブルなまちづくりを進めていくのか、見解をお聞かせください。

また、度々地元や区外から来る反対する方の一部が作業帯に侵入し、樹木への抱きつきといった妨害行為が発生し、これにより3年にわたり工期が大幅に遅延したことや、その行為により経費も大幅に増額したことは極めて遺憾であり、公共工事の円滑な遂行という観点からも決して見過ごすことはできません。

過去の質疑について伺います。今後のことも考慮して、その行為を起こした関係者に対して、その増額したコストの負担を求めることを検討すると区として答弁したと記憶していますが、その後どのように検討しているのか、改めて見解をお聞かせください。

次に、**区の暫定活用財産**について伺います。

令和7年度予算では、旧箱根千代田荘、旧軽井沢少年自然の家の解体設計経費が計上され、今後、建物の解体と跡地の活用に向けた取組が進められることとなりました。両施設ともこれまで多くの区民の皆さんが利用され親しまれてきた施設であり、もちろん私自身も利用したことのあつた大変思い出深い施設ですが、時代の移り変わり、あるいは建物の老朽化や膨大な維持管理経費などの課題もあり、解体、新たな活用への検討ということとなりました。区としても建物の利活用を含めて様々な検討を重ねてきたことは承知していますし、当然、建物の解体について賛否があると思います。これまで硬直していた状況が動き始めたことについては一定の評価をしております。（スクリーンを写真画面に切替え）

公共施設等総合管理計画によると、区内には多くの未利用、暫定活用財産があり、恒久的な活用の用途が決まるまで暫定的な活用を図っているとのことですが、いずれも将来像が示されておらず、必ずしも有効活用が図られていないようにも思われます。特に公共施設適正配置構想による学校の統廃合で生じた学校跡地などの大規模な区有地については、子どもの遊び場などで暫定的な活用をしているとは思いますが、統廃合から相当の年数が経過しており、残された校舎などはかなり老朽化しているものも見受けられます。（スクリーンの写真画面を切替え）一方で、既存の区有施設に目を向けると幾つかの区有施設は築年数がかなり経過し、老朽化した施設も存在していることから、順次改修や更新時期を迎えることとなり、今後の施設の大規模修繕や建て替えのための用地確保の課題が出てくるものと思います。あるいは今後新たな施設が必要となることも考えられます。（スクリーンの写真画面を切替え）

大規模な区有施設はこのような大規模修繕や建て替えなどのために必要な土地であり、貴重な

土地についてこのまま漫然と暫定的な活用を続けていくのではなく、計画的な大規模改修や建て替えを見据えて、区としての考え方や今後の活用の方向性を示すことが必要だと考えます。（スクリーン表示を元に戻す）仮施設にしても、恒久的な活用にしても、その場所を活用するとなれば、現在利用している方や地域の方々をはじめ様々な関係者との調整には相当な時間や準備が必要になるでしょう。工事費や人件費などをはじめとした物価高騰の中で計画的な施設改修は喫緊の課題だと考えます。

そこでお伺いします。現在、暫定的な活用をしている学校跡地などの大規模な区有地について、区として現状どのような整理をしているのでしょうか。また、全庁的な議論などは行われているのでしょうか。今後の活用の方向性や見通しなどについて区の見解をお聞かせください。

最後に、**祭礼文化の継承と地域コミュニティの再生、活性化**について伺います。

千代田区には歴史と伝統のある祭礼や文化事業がたくさんあります。本年5月8日から15日まで令和7年神田・日本橋の氏子地域では、にぎわいと活気、人々が喜びに満ちあふれ、まちにはみこしが練り歩き、2年ぶりの神田神社のご祭礼が斎行されました。

振り返ると、令和3年新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出される中、神田祭は中止となり、令和5年は新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行した直後に神田祭が開催されました。この祭礼は感染再拡大を招くことなく、疫病克服の象徴として成功裏に斎行されました。祭礼文化の継承は地域社会にとって非常に重要であり、多岐にわたる意義を持っていると認識しています。

祭礼文化は、町会や地域住民の協力の下、準備・運営に取り組み、地域の団体や企業、学校に共に参加する機会を提供し、これにより世代や立場を超えた交流が生まれ、地域コミュニティの連帯感と絆が深まります。また、日常から離れて非日常を体験できる場でもあり、地域住民にとっても精神的な安らぎや活力を与える心のよりどころともなります。また、その地域の独特の魅力から多くの観光客を引きつけ、観光資源として地域経済の活性化にも貢献・寄与しています。

伝統ある祭礼や文化事業が長く続き、地域の伝統と誇りを次世代へつなぎ、持続可能な地域社会を形成することが必要とされます。人々に親しまれ、地域の絆や誇り、歴史と伝統を維持するため、守るべきものは守り、変えるべきものは時代に合わせて柔軟に変化することだと考えます。その考え方は町会や地域コミュニティの活動にも当てはまると言えます。

区長は招集挨拶で、地域コミュニティの課題が顕在化する中、千代田区における祭礼文化の継承は地域の伝統と誇りを次世代へつなぎ、持続可能な地域社会の形成に資するものである。そして祭礼文化の継承を支援するための具体的な手法の検討を開始すると述べられました。江戸由来の歴史と人々の営みの中で積み重ねられてきた祭礼文化が、町会等で地域コミュニティの求心力であることについては私たち議員の多くも共感するところが多いと認識しています。一方で、行政の祭礼や文化事業に対する支援策は政教分離の原則の下で制度設計や運用には様々な課題があります。祭礼文化の継承支援の手法について検討し、研究にも取り組むとのことですが、議会としても共に取り組むことができるよう、現時点で支援に向けた基本的な考え方や方向性について区長の見解をお聞かせください。

以上、区長、関係理事者の皆様の明快な答弁を期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域振興部長印出井一美君登壇〕

○**地域振興部長（印出井一美君）** 入山議員の祭礼文化の継承と地域コミュニティの再生・活性化について、現時点における区の基本的な考え方についてお答えをいたします。

祭礼文化は地域コミュニティの求心力であり、世代や立場を超えた交流を生み出す貴重な文化資源であると認識しています。こうした認識の下、祭礼文化の継承支援に向けて、文化財の継承、コミュニティ活性化、町会のアイデンティティ確立という3つの観点からの支援の可能性を検討しております。

1つは、文化財的な観点からの支援です。他自治体においては地域の祭礼を無形民俗文化財として位置づけ、文化財保護の観点から補助制度を設けている事例がございます。千代田区における祭礼は山王祭や神田祭といった天下祭をはじめ、各地域で斎行されている祭礼のいずれもが長い歴史と伝統を有する貴重な文化資産、地域資源であります。祭礼を文化的価値があるものとして継承支援することについて文化財保存活用の観点から検討をしております。

2つ目は、コミュニティ活性化の観点からの支援でございます。お祭りがあるから町会がある。そういう話をよく伺います。また、お祭りは地域こぞって楽しむエンターテインメントでありながら、その準備から運営、後始末に至る経緯は災害の地域活動にも通じる場所があり、地域の底力が発揮される催しであります。また、祭礼を契機に地域の交流や若年層の参加が促進され、地域コミュニティの活性化が図られるものと認識しております。他の自治体の支援事例を参考にするとともに、今後、実施する町会アンケートやヒアリングを通じて課題やニーズを丁寧に把握し支援の在り方を検討しております。

3点目が地域のアイデンティティ確立と町会の加入促進支援です。お祭りで使われている町会のはんてんの背紋や手拭いの柄などは江戸以来の職人の技術や創造性を生かし、地域特有の個性が光る一つの芸術といっても過言ではありません。それらは参加者の連帯感を高め、お祭りの活気を生む役割も果たしており、地元のアイデンティティを象徴する存在ともなっています。こうしたデザインを町会のブランドやアイコンとして活用することで、町会の発信力強化や加入促進に資する取組の支援を検討しております。

これらの視点を踏まえながら、政教分離も考慮しつつ、祭礼文化の継承支援の手法を検討しております。併せて江戸期の祭礼文化に関する研究も行い、その価値を広く発信し、地域の魅力向上につなげる取組を進め、議会とも連携して持続可能な地域コミュニティの実現を目指しております。

〔環境まちづくり部長藤本 誠君登壇〕

○**環境まちづくり部長（藤本 誠君）** 入山議員のカラー舗装に関するご質問にお答えします。

カラー舗装は景観性やデザイン性に優れるとともに、照り返しが少ないため表面温度が高くないなどの特徴があり、区では道路の改修整備に合わせて導入をしております。しかし、この舗装は隙間に砂を詰めてブロック同士を連結しているため、アスファルト舗装と比べがたつきが

生じやすい構造となっております。また、カラー舗装は経年とともに汚れが目立ちやすいことに加え、狭い車道や歩道に整備されることが多いため、路面清掃車でのご清掃が十分行き届かない傾向にあります。区といたしましては、こうした状況を十分踏まえながら、カラー舗装の整備箇所状況を日頃から十分に注視し、区民の安全な通行や環境美化を確保するとともに、地元の方々のニーズに応じるよう様々な取組を進めてまいります。

続きまして、神田警察通りに関するご質問にお答えします。

区民の多くの方々から強く要望のある道路整備事業は、反対している一部の住民と外部の方々からの妨害行為が続いていましたが、6月8日にⅡ期区間の全ての樹木の伐採を完了いたしました。今後の工事につきましては、本事業のⅤ期までの車道と歩道の位置関係などの道路の線形、街路樹やガードパイプなどの道路附属物の配置などは沿道関係者で構成される協議会で長期にわたる議論を経て策定され、決定し、警察協議も既に終了をしております。また、裁判所からは、工事の手續で住民の意向の聴取や反映は不十分ではないなどとの司法の判断が示されており、さらに、区議会におかれましては、令和7年第1回定例会でⅤ期までの設計費と工事費等の道路整備に必要な予算については議決を頂いております。こうしたことから、今後は現在の計画を着実に前に進めてまいります。今年度はまず3年遅れたⅡ期工事の整備を本格化させ、抜根作業、歩道や車道の整備、植樹等を着実に進めるとともに、Ⅲ期以降の道路整備に必要な詳細設計を実施します。さらに来年度以降必要となる整備工事の準備作業も洗い出しを行い、可能なものから実施してまいります。今後の作業を計画的かつ効率化することで、全体のスピードアップを図ってまいります。

次に、コスト負担についてですが、裁判所からの作業帯内に侵入する、街路樹に張りつく行為は表現の自由により正当化されない。工事を直接実力で妨害しているものというべきなどの判断もあります。既に工事の遅延等によりこれまで約1億円の経費が増加しています。遅延の原因となる妨害行為をした者に責任があると認識しており、ご指摘の点については今後も検討してまいります。

〔財産管理担当部長夏目久義君登壇〕

**○財産管理担当部長（夏目久義君）** 入山議員の区の暫定活用財産に関するご質問にお答えします。

区の大規模な暫定活用財産は、旧永田町小学校、旧九段中学校、小川広場、旧今川中学校などの学校跡地があり、現在は子どもの遊び場や倉庫などとして暫定活用しています。このような大規模な区有地は既存施設の大規模改修や改築工事の際、特に学校等の建て替えの際には仮移転用地や代替場所ともなる重要な財産です。土地の入手が困難な本区において、大規模な区有地は希少で貴重な財産で、将来の行政需要への備えとして保有しておくことも重要だと考えております。また、長年暫定的に利用されてきた場所を本格活用する際には、関係者との調整を含め一定の準備期間を要するため、必要な時期に必要な需要に応えられるようあらかじめ計画的に準備しておくことが不可欠です。

議員ご指摘の課題は区としても認識しているため、公共施設等総合管理計画でも大規模な区有

地の重要性を明確化するとともに、庁内の区有地等活用検討会でも全庁的な議論を進めておりますが、今後、精力的に区としての考えを整理し、議会にもお示ししてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により、休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番米田かずや議員。

〔米田かずや議員登壇〕

○6番（米田かずや議員） 令和7年第2回区議会定例会において、公明党議員団の一員として一般質問いたします。

まず初めに、**重点支援交付金**について確認いたします。（スクリーンを資料画面に切替え）国は、電気、ガス、LPガス料金への支援などに対応するため、令和6年度予算の予備費から総額3,880億円の支出を決定しました。また、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援について、地域の事情に応じて地方自治体が柔軟かつ効果的に対応できるよう、前年度に引き続き1,000億の追加措置が講じられています。（スクリーンの資料画面を切替え）

今回の重点支援地方交付金の推奨メニューは以下のとおりです。推奨事業メニューの生活者支援では、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援。エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援。消費下支え等を通じた生活者支援。省エネ家電等への買替え促進による生活者支援。また、事業支援では、医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援。農林水産業における物価高騰対策支援。中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援。地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援などです。このほかにも地方自治体が推奨事業メニューよりも高い効果が見込めると判断する事業については実施計画に記載することで申請可能です。また、公共施設や公営企業への活用、さらには公共調達における労務費の価格転嫁にも使用可能と、幅広い活用が認められています。（スクリーン表示を元に戻す）

例えば、江戸川区では、高齢者の熱中症対策の支援として、75歳以上の方がいる世帯に、国による電気代支援に上乗せする形でエアコン代への支援として5,000円を7月から支給する予定です。また、北区では、独自のプレミアムデジタル商品券の販売数増などにも活用する検討を始めていると伺いました。

そこで4点お伺いします。地方自治体への配分は人口、物価上昇率、財政力等を基盤として算定されると伺っています。今年度、本区への交付限度額は約2,000万円と伺っています。この金額で相違ないか、確認させていただきます。

実施計画の第一次締切りは6月30日、第二次は10月31日とされています。現時点での活用方針は決まっているのでしょうか。もし未定であれば、地域の声を十分に反映させ、10月までに検討すべきと考えますがいかがか。

今回の配分の限度額は2,000万円であれば、内容にもよりますが、新たな事業を行うのは厳しい金額でもあると思います。それでも貴重な交付金であることから、効果的な事業を実施していくために、高齢者世帯、障害者、独り親世帯、低所得世帯、子育て世帯、そして福祉、教育等の施設運営事業者など、特定の層に絞ることも含めて事業の検討をすべきと考えますがいかがか。

交付金の限度額はあることは承知しておりますが、より効果的な施策の実施を図るためには、区の予算を追加投入するなど、柔軟な対応を検討すべきと考えますがいかがか。

次に、**小中学校におけるネイティブ人材の活用**についてです。

世界で最も話者が多く、国際共通語とも言われる英語はインターネット上で最も使用されている言語です。他国の人々と交流するには、聞く、読む、話す、書くといった英語4技能をバランスよく育成することが不可欠です。東京都では、令和4年度から都内公立中学校3年生に英語スピーキングテストを導入し、現在では一、二年生にも実施されています。3年生の成績は都立高校の入試における内申点に加算されます。一方で、塾や英会話教室に通う生徒と経済的な理由で通えない生徒との間に格差が生じているとの指摘もあり、教育基本法第4条の能力に応じた教育の機会均等に基づき公立学校での俯瞰的な取組が必要です。

本区の中学校の英語授業はALTを年間140日派遣し、少人数展開されている事業に入りながらコミュニケーション活動を中心とした指導を行っております。(スクリーンを資料画面に切替え)オンラインを活用した取組では、海外在住のALTと生徒四、五名が1グループとして年数回程度オンラインで対話する活動を実施。また、授業外の取組としては、夏休みなどの長期休業中に希望者に対しICTを活用して生徒と1対1で対話し英会話能力の向上を図っており、一定の成果を上げていると評価いたします。(スクリーン表示を元に戻す)ただ、複数の生徒を同時に指導する取組では、実践的なコミュニケーション能力の育成に必要な会話量が不足していたり、発話量にばらつきが出るため、伸びる生徒伸びない生徒の二極化される課題などがあると思います。また、授業外における長期休暇中の取組も残念ながら利用者はまだ少ないように思います。

そこでお伺いいたします。これまで本区の小中学校における英語指導体制と学習成果の現状把握について、どのように分析・評価しているか、また今後どのように進めていくのかお聞かせください。

現在、複数の大手教育機関関連企業では、オンライン英会話システムを開発し、生徒1人1台のタブレット端末を活用してネイティブスピーカーと会話を行う時間の創出に取り組んでいます。オンライン英会話とは、英語圏に在住する講師とインターネットでつながり、タブレットを通じてマンツーマンで英会話を行う遠隔授業のことです。ALTが派遣されない日などに代替手段として導入することで、授業の補完や児童・生徒の話す・聞く能力の開発にも効果があり、教職員の支援にもつながっています。(スクリーンを資料画面に切替え)

先駆的に取り組んでいる東大和市は、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、海外在住の外国人講師とマンツーマンでオンライン英会話レッスンを実施しています。授業は学校時間内と家庭学習に分かれており、年間最大18回のレッスンを実施し、生徒のレベル差

に対応したアダプティブラーニングやスピーキングテストによる英語力定着の把握など、特徴的なプログラムが取り組まれています。品川区、渋谷区もマンツーマン授業を取り入れています。実際に生徒からお話を伺うと、ゆっくり話してもらおうと聞き取れることが多く楽しく話せるようになった。一人一人のレベルに合わせて異なるレッスンを行うので取り残されることなく、また人前で恥をかく心配がない。リスニングの練習になった。英検の二次対策になった。(スクリーン表示を元に戻す)そして担当課からは、成果として、英検の二次試験、スピーキングテストともに全校でスコアアップ。授業内で必須にし、長期休暇中の宿題にするなど、生徒の自主性ではなく強制的に英語を話す環境をつくり出した。スピーキングテストを年3回実施し、生徒自身が自分の学習成果をテストという結果で見ることによって自信につながっている。また、スピーキングテストを実施することで英検の受験率がアップ。背景に生徒自身がこれなら受かるという自信がついてきて、英検の受験率、合格率も伸びてきている。不登校の生徒、特別支援学級の生徒にもアカウントを付与し、全員が自分のレベルに合わせて学習ができています。

そこでお伺いいたします。本区でも端末を活用し、授業でのマンツーマンオンライン英会話を導入・拡充を検討してはいかがでしょうか。また、オンライン英会話は自宅からの参加も可能のため、不登校の生徒にとっても英語学習の機会の1つとなると考えます。不登校の生徒へのオンライン英会話の導入も検討してはいかがでしょうか、併せて伺います。

次に、障がい児の登下校支援についてです。

近年、肢体不自由や医療的ケア児も支援員の配置等により、知的障害がなければ通常の学級へ通学するケースが増えています。しかし、通学における移動困難が依然として大きな課題です。特に中学校進学後、通学距離が延び、バスや電車の利用が避けられない地域もあります。例えば、私の住む岩本町・東神田地域から神田一橋中学校への通学は徒歩では30分以上かかり困難で、公共交通機関の利用が必須となっております。麴町中学へ進学したらなおさらです。本区では、特別支援学級の方は中学校になっても手厚い送迎支援がありますが、通常学級に在籍する障害児への支援は、福祉タクシーや移動支援事業はありますが、いずれも限度があり、保護者は不安を抱えております。

そこでお伺いいたします。特別支援学級へ通う児童に対する支援と同様、通常学級に通う障害児に対しても登下校支援の拡充を検討すべきと考えます。区の見解をお聞かせください。

以上、重点支援地方交付金の活用について、小中学校におけるネイティブ人材の活用について、障害児の登下校支援について質問させていただきました。区長、教育長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

[教育担当部長大森幹夫君登壇]

○教育担当部長(大森幹夫君) 米田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ネイティブ人材の活用についてですが、区立の小中学校では全校にALTが派遣され、授業でネイティブな発音に触れられるとともに、日常的な関わりの中でも英語によるコミュニケーションの機会が設けられています。また、オンラインによる英会話は、ご指摘いただいたとおり、区立中学校で希望者を対象に実施され、授業にも取り入れるなど、英会話の機会拡充を学校

と連携して進めているところです。そうした取組成果の一端は全国学力・学習状況調査においても表れてきており、平均正答率が国や都を大きく上回っています。また、英語の学力的には高い状況がある一方で、苦手意識から英語を好きではない生徒が多くいることも意識調査から読み取れています。

教育委員会としては、ネイティブ人材の配置拡充により日常的な関わりを増やすことや、授業においては不登校生徒も参加できるオンラインを含めたマンツーマン英会話の機会創出に努め、さらなる英語コミュニケーション力の向上を図ることで英語好きな児童・生徒を増やしていきたいと考えております。

次に、登下校支援についてですが、ご指摘のとおり、特別支援学級への登下校は送迎支援を実施しておりますが、通常の学級への支援までは対応しておりません。肢体不自由のある児童・生徒に移動の困難さがあることは認識しており、今後、障害の程度や状態に応じた登下校支援の在り方について、福祉や医療の関係機関とも検討してまいります。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 米田議員の重点支援地方交付金についてのご質問にお答えします。

収入見込額につきましては、議員ご指摘のとおり、人口や物価上昇率等を基礎として算定された額として約2,000万円、詳細には2,083万8,000円が本区への交付限度額として配分されております。現段階で活用方法について決定しているかのご質問ですが、本交付金の趣旨から早期に取り組むことが求められていると認識している一方で、まずは趣旨を同じくするギフトカードの配付事業を着実に進め実行させていただきたく、活用方法は検討中であり、実施計画の提出は第2回を予定しています。

効果的な事業検討をしていくこと。事業検討によっては予算について柔軟に対応すべきとのお尋ねがございました。交付対象事業としましては、令和7年度予算に計上され実施される事業、または令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業という認識をしており、議員のご指摘も踏まえ、重点支援地方交付金の目的である物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に向けたより効果的な施策を実施できるよう検討を進めてまいります。また、実施する事業によるところではございますが、予算の確保につきましても適切に検討してまいります。引き続き、物価高騰から区民の皆様の暮らしを守るため、最優先課題としてその対策を講じてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により、休憩します。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

22番桜井ただし議員

〔桜井ただし議員登壇〕

○22番（桜井ただし議員） 令和7年第2回定例会において、千代田区議会自由民主党議員団

の一員として一般質問をいたします。

阪神・淡路大震災から30年、東日本大震災から14年が経過をいたしました。近年の災害を見ると、昨年1月の能登半島地震、8月の宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード6.6、最大震度5弱の地震が発生をいたしました。特にこのときは初の南海トラフ地震臨時情報が政府から出されたこともあって、私もいよいよ来たかなと大変驚いたところでございます。また、地球温暖化の影響により、毎年6月、7月には九州、沖縄県地方を中心とした豪雨災害が発生し、風水害や土砂災害が過去にはないほど頻繁に起きています。能登半島においても、昨年9月に線状降水帯の発生による豪雨で河川の氾濫や土砂災害が起こり、地震で被害を受けた方への仮住宅にまで浸水被害をもたらせ大きな衝撃となりました。

私も議会の中で今まで何度も災害についての質問をしてきましたが、**災害対策**はこれで完全ということではなく、常に区民の皆様の安全・安心を求めていく姿勢が大切だと感じています。

本区においても、首都直下型地震がいつ起きてもおかしくないと言われる中、区では、地震や豪雨などの自然災害だけでなく、広く人的災害にも対応するための新たなシステムとして千代田区総合防災システムを本年4月に発表されました。これは災害時の様々な情報を集約し、地理情報と併せて発信できる機能のほか、ライフラインや鉄道の運行情報、気象情報など、膨大な情報がリンクされており、災害時の情報収集には非常に役立つと考えられております。

そこで、まずは、新たな千代田区総合防災システムと従来の防災施策との違いについてお答えください。

このシステムは、千代田区が発信する様々な情報を一元的に得ることができるとともに、さらにアプリを使用することによって、どこにいてもスマートフォンを通してリアルタイムに情報を得ることができるというもので、大変便利に使用できると思います。また、一度アプリをダウンロードしておけば区からの防災情報もプッシュ通知で届き、その後の対応につなげることもできます。今まで区の災害情報の収集手段は主に電話やMCA無線でした。また、区民への情報発信の手段は防災行政無線、防災ラジオ、安全・安心メール及びSNSでした。防災行政無線の放送内容が聞き取りにくい。多くの区民の皆さんからお叱りを受けてまいりました。音量を上げると、今度はうるさいとオフィスからクレームが入りました。そこで登場したのが防災ラジオでしたが、アナログに頼ることで有事にしっかりと対応が取れるのか、疑問に思いました。

さて、今まで行政もこれらの手段で得た情報を基に災害時の対応を判断してきたわけですが、今回、システム化によって災害時の情報を一元化して迅速な対応が可能となったと聞きます。また、このシステムによる災害対策本部訓練を本年早々に行ったと聞きますが、訓練の内容、現状の課題及び今後の対応などについてはいかがでしたでしょうか、お聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）第50回の千代田区民世論調査では、「災害が発生したときに特に知りたい情報は何ですか」との問いに対し、80%半ばの人が電気、水道などのライフラインの情報と答えています。続いて被害の状況、災害の規模や気象情報、家族や知人の安否情報、道路や鉄道の状況、避難所などの開設状況と続き、幅広い様々な情報が求められていることが分かります。（スクリーンの資料画面を切替え）今までは様々な情報をネットで取得する際にそれぞれの

コンテンツにつながる事業者にアクセスする必要がありました。しかし、災害時の様々な課題を一つにまとめた千代田区防災ポータルサイト、防災アプリでは、災害時に必要なコンテンツが整理されていて、簡単に知りたい内容のコンテンツに到着することができます。

そこで伺います。千代田区防災ポータルサイトにも防災アプリにもそれぞれに膨大な情報がリンクされていますが、果たして区民の皆様にとって使いやすいものになっているのでしょうか、お答えください。（スクリーンの資料画面を切替え）

防災ポータルサイトの先駆者として知られる渋谷区さんの例を取ってみると、有事の情報を4つの事項に分類し、分かりやすく、項目も選びやすくしています。そこから得られるものは千代田区とほとんど変わらないのですが、リンク先に行き着くまでのアクセスに工夫があるようです。今後、区民の皆さんの声を聞く中で改善を重ねよりよいものになっていくものだと思いますが、区として今後の防災ポータルサイトに対する考え、在り方についてお聞かせください。

区民の皆さんには災害が起きる前に準備しておくこと。また、災害が起きたときに迅速、正確に活用するために必要なことを整理しておくことが必要です。（スクリーンの資料画面を切替え）  
区民の皆様への周知はパンフレットを配るだけで終わらせてはいけません。様々な機会を利用して、使い方など、お一人お一人に丁寧に説明していくことが大切だと思いますが、今後、防災ポータルサイトや防災アプリをどのように周知していくのか、区のお考えをお聞かせいただきたいと思います。（スクリーン表示を元に戻す）

私は以前より、区の災害対策において最も大切なことは、災害時に様々な情報を正確かつ迅速に区民に伝えることだと申し上げてきました。今までに何度もこのことを質問してまいりましたが、私が考える防災センターとは、災害時にディスプレイ上の地図において、どこで何が起きているかを、区長をはじめ災害対策本部の皆さんが確認することができるようにするものです。そこでは区内の道路状況についてはライブカメラの映像を通して見ることができたり、様々な情報を確認しながら指示を出す場所でもあります。今回の千代田区総合防災システムの中では残念ながら対応することができませんでしたが、今後、ライブカメラが整備されて千代田区内の主要道路や主要な交差点、千代田区内の避難場所、JRやメトロの主要駅など、これらのライブ映像がリアルタイムで配信されることができればポータルサイトの活用もまた大きく変わってくると思います。また、これらの情報は災害対策本部で検討する上においても大変重要なものになると考えますが、今後の取得に向けたお考えをお聞かせください。

次に、**地域の防災リーダーの育成について**質問をします。

昨年1月の能登半島地震で現在の日本が抱える大きな課題として浮かび上がったのが少子高齢化でした。能登半島の地域はとりわけ深刻な過疎と少子高齢化が進んでおり、少子高齢化が災害対策に与える影響が非常に大きいことが分かりました。まず、高齢化によって自助ができない人が増加していること。そして共助ができる人が減少しています。その結果、公助に当たるべき自治体の職員の多くが自助と共助をせざるを得なくなり、結果的に公助も機能しなくなりました。

本区の人口推計においても、高齢者の人口は現在の1万人程度から30年後にはその倍の2万人となり、一方で年少人口は1万人程度で推移すると見込まれています。こうした中、今後、地

地域防災力の維持向上を図るためにも子どもたちの防災教育を進める必要があります。地域の防災リーダーの育成事業は将来の災害対策を考える上で極めて重要な施策ではないでしょうか、区のお考えをお聞かせください。

さて、千代田区の小学校、中学校、中等教育学校においては、防災に対する知識の習得やスキルを高めることにどのようにご理解と対応をされているのでしょうか、まずは教育委員会にお尋ねします。

地域や学校などで防災活動に参加したり、ハザードマップなどの様々な防災マップの見方、自分の住んでいる地域の危険箇所の把握と対応、有事の際の持ち出し荷物、災害用伝言ダイヤルの使い方、消火器やAEDの使い方、救命講習への参加などなど、災害に関するものだけでも数多くあります。国や東京都においても防災力のアップにつながるための地域防災リーダーの育成に力を入れてきました。私たち千代田区においてもやる気のある子どもたちに門戸を広げてあげることを考えてみてはどうでしょうか。地域に防災リーダーを育てることは今後の災害対策を考える上で極めて大切なことです。若者や女性の参加と多様な層からのリーダーを育成することはとても有意義なことです。そしてこのことが防災力の強化につながるのです。区として防災力の強化につながる防災リーダーの育成についてお考えをお聞かせください。

以上、千代田区総合防災システムと防災リーダーの育成について伺いました。明快な答弁をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 桜井議員の区立学校における防災に関する取組についてのご質問にお答えいたします。

児童・生徒一人一人の防災に関する意識を高め、確かな知識に基づいて自分の命を守り、身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材の育成が大切であるという認識の下、区立学校において防災教育を実施しております。具体的には、社会科での防災施設見学、東京都の安全教育プログラムに基づいた安全指導や防災ノート「東京マイタイムライン」を活用した災害発生時の準備や適切な行動など、様々な学習の機会を設けています。

教育委員会といたしましては、区内消防署とも連携した効果的・実践的な防災教育の実施を引き続き各校に働きかけるとともに、児童・生徒一人一人が危険を予測し回避できる力を身につけられるよう、防災知識の習得やスキル向上に向けた取組のさらなる充実を図ってまいります。

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） 桜井議員の災害対策と地域の防災リーダーの育成に関する質問にお答えいたします。

まず、千代田区総合防災情報システムと従来の防災施策の違いについてです。区では、これまで電話やMCA無線を用いて情報を収集し、紙やホワイトボードでその情報を整理し災害時の対応を判断してまいりました。今般、システム導入により、被害の様子や対応状況をディスプレイの地図に視覚的に表示することで災害情報をリアルタイムで一元管理し迅速な状況把握が可能になりました。また、出張所など離れた場所でもシステムを通じて円滑に情報共有ができるように

なり、情報伝達や整理に係る業務の軽減が図られます。

次に、災害対策本部運営の訓練についてです。今年1月総合防災情報システムを活用し、警察、消防、自衛隊等、関係機関と連携した災害情報の整理及び把握、意思決定の手続を確認しました。今後はシステム操作の習熟や関係機関との連携強化を目指しマニュアル等の整備を進め、より実践的な訓練を実施し職員の練度を高めてまいります。

次に、防災ポータルサイトの利便性や周知についてです。防災ポータルサイトや防災アプリは災害時の情報発信の要諦となるため、区民に知っていただき、ふだんから災害時の備えとして使っていただくことが大切です。そのため、サイトの画面構成は平常時と災害発生時で分け、情報の優先度合いやデザイン等を工夫し見やすいものとなるよう心がけました。引き続き様々なご意見や他の自治体を参考にしながら更新してまいります。

また、周知につきましては、これまで広報紙への掲載のほか、出張所での会議や消防訓練など様々な機会を捉えて周知をしてまいりました。郵便局との連携協定による郵便ポストへの二次元コードの掲示など、一層の周知を図ってまいります。

次に、ライブカメラ映像の活用についてです。災害時に駅や主要道路等に設置のライブカメラを活用し現地の情報を映像で収集することは、SNS情報等を含めとても重要と考えています。今後、導入にかかる課題整理や具体的な活用方法等について検討してまいります。

次に、子どもたちへの防災教育についてです。議員ご指摘のとおり、今後、高齢化が進む中、地域防災力の維持向上を図るためには、子どもたちへの防災教育の重要性が高まっているものと認識しています。そのため、9月に開催予定の防災フェスタでは、子どもや子育て世代を対象にステージイベントや体験ブースを通じて楽しみながら防災知識を学んでいただくとともに、防災アプリの普及や地域防災の知識を高めていただく展示も行ってまいります。

次に、多様な層の防災リーダーの育成についてです。これまで実施してきた「ベビーキッズ防災講座」や「未来の防災リーダー養成講座」については、今年度は防災フェスタと同時開催とし事業の活性化を図っていきます。若者や女性を含め、多くの区民の皆様に参加していただくことで連携意識の醸成を図り、地域防災力の強化につなげてまいります。

**〇22番（桜井ただし議員）** 22番桜井ただし、自席より再質問をさせていただきます。

今のご答弁、ありがとうございました。今回、千代田区としてつくられた総合防災システムの運用の中で、ライブカメラを使った、活用した映像というものを活用するということはとても大切だということをおっしゃっていただきましたので、非常に私自身としても安心したところです。で、現状として、現在つくられているアプリには、東京ガスだとか東京電力だとか映像はあるんだけど、それはもう先様の、業者さんの映像なので、我々が思っている場所の映像とは違うわけですね。ですから、そういう面では、この映像を重要だと思って使っていただけるということについては一定の方向性が、私も今までそれをずっと訴えてきましたので、非常にありがたいと思っています。

質問なんですけども、昨日のほかの議員の方からの質問の中でも、この千代田区役所の上には150メートルのところに防災カメラがあると。で、映像を見て判断できるそういった貴重なも

のだというようなやり取りがありました。ただ、防災カメラというのは、たしか3.11のときも、皇居内の広場に帰宅困難者が集まり始めたとか、せいぜいそんな程度であって、麴町大通りの渋滞情報がどうなのとか、白山通りがどうなのとか、靖国通りがどうなのとか、（ベルの音あり）そんなようなことというのはあれでは見えないんですよ。見えない。ぜひ、そういう中からも、このようなライブカメラを活用とした防災システムをつくっていただきたいと思うんですが、課題として何が問題なのか、なかなか、今回そういうご答弁を頂いたんで安心したんですけども、どんな課題があってなかなかライブカメラについての、先に進まないのか、そこら辺のところで区として思っているものがあればお聞かせいただけますか。

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） 桜井議員の再質問にお答えいたします。

現在使っている高所カメラ、屋上カメラにつきましては区の持ち物ということでございますので、今、実際にそのカメラの映像というものは、発災時、災害対策本部でも活用しているところがございます。一方、主要な道路に設置しているライブカメラにつきましては、区の所有物ではない。ただ一般に公開されているものの映像でございます。発災時にその映像がしっかりと機能しているのかどうか、Wi-Fi、電源を含めて、そういったライフライン、インフラもしっかりとできるのかどうかにつきましては課題とっております。今後、所有されているその業者、所有者につきまして接触をいたしまして、そちらのほうに課題解決に向けて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○22番（桜井ただし議員） ありがとうございます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、3番のざわ哲夫議員。

〔のざわ哲夫議員登壇〕

○3番（のざわ哲夫議員） 令和7年第2回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

では、私からの大きな質問は三つございます。質問1、自動運転についてご質問させていただきます。

我が国における急速な少子高齢化の進行により、生産年齢人口は既に1995年をピークに減少に転じ、総人口も2006年をピークに減少に転じております。日本全体が抱える大きな課題少子化は東京が最も深刻です。昨年1人の女性が生涯に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率は過去最低だった前年の1.20を大幅に下回る1.15となり、東京は最下位、唯一1.0にも届かない0.96まで落ち込んでいます。この日本の少子高齢化、人口減少でも、千代田区民1人当たりの行政サービス向上を実現するためには行政のロボット化が急務であり、自動運転実現も急務であると考えます。（スクリーンを資料画面に切替え）

現在、千代田区内の方々と地方自治体で自動運転実証実験の実績を有する区内大学研究所（「大学研究所」と呼ぶ）の方々と次のような話が煮詰まってきたようです。千代田区内には千代田区が連携している大学が12校あり、ウェブで「千代田区 大学」で検索すると、相当数の大学があります。首都直下地震発生比率が高い数字で予想の下、ドローンで活用した対策

等々先進的な取組は大切です。能登地震の際も道路が遮断されているのだからドローンの活用は皆様の考えるところでありながら、結局、民間のドローンがようやく活用されたのが実情であります。大学研究所では、東京都文京区に本部を置く国立大学開発交通流シミュレーターをベースに、リアルタイムで千代田区内の各道路の事情を映し出すシステムの構築を行っています。これにより千代田区内のどこにドローンが送り着陸させればよいか、AIで求めるシステムを構築しつつあります。道路が遮断されれば障害物を除去する作業が必要となりますが、これには自動清掃車を送るとよいです。そして警備・見回りロボットで多くの被災者を救うことも期待されます。このようなことを想定し大学研究所では研究室に自動清掃車の模型、見回りロボットの模型を走らせ既に検討を進めております。

以上から、非常時にドローン、被災者救済ロボット、清掃車改造障害物除去車が十分に機能するよう、平時から陸海空の自動運転先端技術活用実現に向け、千代田区内の英知を集めようではありませんか。（スクリーンを写真画面に切替え）

ちなみにドローンに関する法規は、航空法、道路交通法、民法など、複数の法律、複数の省庁が関与して決まっています。それによりますと、次のところは飛行禁止です。（１）皇居及びその周辺（丸の内辺り）。（２）国会、首相官邸など、永田町地区。（３）主要道路（日比谷通り、桜田通り、国道17号、20号、246号など）の上空。（４）鉄道。（５）高度150メートル以上の空域。

日本の大手マスコミ等の報道によりますと、アメリカ大統領は、本年、日本時間6月22日午前11時過ぎからのホワイトハウスで演説し、アメリカ軍はイランの三つの主要な核施設を標的とした大規模な精密攻撃を行ったと述べました。また、イランの対応次第でさらに攻撃を続けると警告しました。このアメリカのイランへの攻撃から、日本の安全保障、安全・安心の定義が変わりました。人工衛星からの映像は雲の影響を受けますが、風の影響はなく、ドローンの持つセキュリティの問題はないので相互補完的に使うとよいと思います。その上で、皇居、市ヶ谷防衛省から半径数キロは全面的ドローン禁止継続ですが、それ以外はこの新しい安全・安心の定義でドローン使用等々、このドローンに関する法規を6月22日午前11時過ぎからの日本の安全・安心の定義に基づいて変更することを区議会で決め、都議会と霞が関と調整することが必要になると、問題定義として発言させていただきます。

日本政府は地方創生に自動運転が有効と考え、多くの予算を投入したにもかかわらず、福井県の永平寺、茨城県の境町の2例しか実装されていません。この2例とも関係者にはとても頑張っていたいただきましたが、疲弊している地方ではメンテナンスが大変ということでもあり、一部には自動運転に対し少し冷めた雰囲気すらあるという見方をする方もいらっしゃるそうです。大学研究所の技術グループでは、他を圧倒する最適制御技術、機械学習技術を開発しており、その技術を研究室で披露できる状況にあり、すぐにも、まずは自動清掃車、見回りロボットの実証実験ができる状況にあります。これが実現されれば相当の経費節減となります。また、これらの技術は現在困難な小型ドローンの安定性向上にも寄与します。今や自動運転もハードよりもソフトの時代です。すなわち自動走行車があればソフトを入れ替えるだけで上記のことが20年後の話で

はなく本日からでも実現できます。自動走行清掃車を基に障害物を除去する自動障害物除去車に仕立てる。交通シミュレーターの機能向上。非常時に通信が機能しなくなったときの対応。自動走行車で国内外の方々を千代田区の象徴でもある神保町地域、秋葉原地域、神保町と秋葉原を結ぶ地域、世界に類を見ない古書店街、電気街、スポーツ店街、楽器店街等々のみならず、千代田区の全ての地域を案内するための「まちの駅」などの構築等々、こういった課題別で千代田区内の大学、あるいは希望するところの大学は千代田区外も拒まず、千代田区内外からの大学の英知を集めようではありませんか。そして、これはある意味日本で最も恵まれている千代田区内だけで享受することなく、千代田区モデルとして千代田区以外にも、東京都にも、地方の津々浦々まで広げていき、最終的には自動走行車で、ひいては自動運転先端技術の3要素、巡回警備、道路清掃、人と物の移動で地方創生にも寄与していこうではありませんか。それが千代田区だからできるんです。

では、以下大きく4つ質問させていただきます。1つ目の質問として、千代田区都市計画マスタープランに鑑み、自動運転先端技術には3点、巡回警備、道路清掃、人と物の移動があります。これらの実現と運用の効率化を目指し、区はこの3点を組織的に統合利用するべきと考えますが、区の見解をお伺いします。

2つ目の質問として、自動運転先端技術を活用したサービスの効率的・効果的な展開には、巡回警備、道路清掃、人と物の移動に関するデータを取得して利用するだけでなく、この3点とは一見関係のないデータも取得して分析・利用しないといけません。そのために3点がそれぞれに独立してデータを分析するバックアップオフィスをつくるのではなく、これら全てに関わるデータを自動運転遠隔監視・支援室（データセンター）に集約し、統合、交換、関連させて、より利用価値の高いデータに連携してデータ活用する仕組みとプラットフォームが必要だと考えますが、いかがでしょうか。これは世界で初めての試みです。強く要望いたします。

また、国道には信号機や交差点近くの鉄柱などに、交差点における道路交通状況等を検知し、自動運転や遠隔監視室に情報提供する路車協調システム等が存在します。そこで国道をはじめ区道も都道も全て同じデータ解析の仕組みの中で、自動運転先端技術を活用できるプラットフォームをつくるため、区道及び都道についても国に準じて同様のシステムを整備してはいかがでしょうか、区の見解をお伺いいたします。

3つ目の質問として、地上走行が困難な災害時の情報収集について、区ホームページに掲載のとおり、区はNTT東日本の協力を得てドローンを活用した災害時の道路通行可否等の調査手法の検証を実施していますが、国においても「ドローン自律飛行システムの震災時被災状況把握手段としての活用の可能性について」等、各種論文によって災害時のドローンの有効性が報告されており、これらの報告によれば、ドローンは、災害時の道路状況等の把握に有効だと考えます。区が災害時、非常時、ドローンや被災者救済ロボット、清掃車を改造した障害物除去車等々の新技術について、平時から区内の英知を集める等の計画を考えているかも含め、本格活用する実現可能性はどのレベルまで来ているのでしょうか、区の見解をお伺いします。

4つ目の質問として、自動運転先端技術を区が研究することは、区民の皆様に大きな恩恵を享

受していただけるテーマだと思います。一方で、区内大学では既に6つの大学で自動運転先端技術を研究されているそうです。区は、区内大学と連携協力する際、それぞれ個別に大学と行っていますが、区が自動運転先端技術をテーマに研究中の区内大学を統合すれば、自動運転スキルを活用した研究課題の分担及び自動運転分野における教育・研究の向上や人材育成、政策立案など、様々な連携が進むと想定できます。統合の連携に当たっては優秀な専門的人材の登用も必要だと考えますが、区として大学側に積極的な協力を求めることで、研究に関わる区内大学や区外大学からも多様な人材を集めることが期待できるのではないかと考えます。

外濠、日本橋川の水質浄化等に関するプロジェクトは、複数大学が連携して始まり、その後、東京都や千代田区に働きかけてプロジェクトを成功に導いていると認識していますが、幅広い研究者たちが区と共に新技術の研究に携わることで、世間の注目を浴び、区内大学評価が高まり、先生、生徒、様々な方々が区内大学周辺に集まり、区内大学周辺の商店街、地元のお店で消費が増え、区内の経済活性化にも寄与できると思います。また、自動運転のみならず、防災やデータサイエンス分野等々、区と大切な区民の皆様に大きな恩恵を与える様々なテーマについても同様の効果が期待できます。こうしたことから、区が大学を統合しながら連携を図ることで相互発展してはどうかと考えますが、区の見解をお伺いします。（スクリーン表示を元に戻す）

質問2、**落雷対策**について、以下3点ご質問させていただきます。

私は落雷対策について、主に人命の観点と情報システムの観点から質問させていただきます。

(1) 教育現場における落雷対策について伺います。近年、全国的に落雷被害が顕著になっており、本年4月に奈良県内の高等学校において落雷により6名が被害に遭いました。雷は従来避雷針や高層建物によってある程度防ぐことが可能とされてきましたが、最近ではどこに落ちるか分からないという声も専門家の中で聞かれるようになっております。特に学校の校庭やグラウンドなどの開かれた場所では避雷の可能性も十分にあるのではないかと危惧しております。つきましては、区内の小中学校において雷雨のときの避難マニュアルや屋外活動時の基準、さらには避雷設備の設置状況、その状況、機能性について、どのような現状把握と対策が講じられているのか、区のご見解をお伺いいたします。

(2) 次に、公園や公共施設における落雷対策について伺います。千代田区には多くの公園や広場が存在し、多くの区民や来訪者が憩いの場として利用されています。これらの場所にも比較的大きな構造物が存在することもあります。雷災害に対する備えは十分なのでしょうか。学校ほど緊急性はないかもしれませんが、不特定多数の方が集まる公共空間において落雷被害が発生した場合、その影響は甚大です。少なくとも人的被害のリスクを軽減する措置として避雷設備の点検や補強など、具体的な対応が必要と考えます。区内の公共施設、公園等における被雷対策の現状と今後の改善、変更の予定についてお答えいただければと存じます。

最後に、情報システムに対する落雷被害とその対策について伺います。

昨年12月、石川県内のホテルに雷が直撃し、パソコンや電気設備が大きな損害を受け、復旧までに数週間を要したという報道があります。千代田区においても、区役所や各施設には破損してはならない重要なデータや区民対応の窓口が存在しているはずで、万が一雷による電力設備

やネットワーク機器の損害・損傷が発生した場合、区民生活に多大な影響が及ぶことは避けられません。このようなリスクに対して区として各施設における雷災害対策の総点検を行い、特に重要なシステムについては、避雷・過電流防止のための整備を進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。また、ドローンの活用を考える。つまりドローンを飛ばし、落雷位置を制御、これも交通流シミュレーターを利用すれば現在どこの位置に落雷させればよいか分かります。専門家が数人おればできます。千代田区と大学連携のテーマ解決で実現可能性ありです。こちらはいかがでしょう。

質問3、**桜の老木の植え替え**について、以下1点ご質問させていただきます。

(1) 千代田区のさくらまつり、桜の木は千代田区にとって大切なもの。これからも子どもたちに残し反映させるもの。区のホームページにさくらまつりの桜の名所をめぐる4つのモデルルートがありますが、その桜の木の見える化、つまりどこにどの樹齢の木があり、合計何本植わっているかを区で全て把握しては。ドローンで撮影させ、機械学習で桜の木の年齢などが見える化はいかが。樹齢的に年を越えた桜の木は老木として植え替えをする。そして毎年開花桜の状況を常にどう最高な状況で維持するか、計画的にメンテナンスする方法を考える。開花桜の最高状況の計画的メンテナンスを、千鳥ヶ淵緑道からしてはいかがでしょうか。

以上、区長、教育長並びに関係理事者の皆様には明快かつ前向きなご答弁をお願いできましたら幸いです。以上をもちまして、令和7年第2回定例会、日本維新の会議員団の一員としての質問を終わります。皆様、どうもありがとうございました。(拍手)

[教育担当部長大森幹夫君登壇]

○**教育担当部長(大森幹夫君)** のぞわ議員の教育現場における落雷対策に関するご質問にお答えいたします。

雷雨時の屋外活動の基準等については、ご指摘の奈良県などの事故を受けて「落雷から子どもを守る教員のためのフローチャート」が東京都教育委員会において策定されました。区立学校においては、この東京都のフローチャートに基づき、屋外活動前に雷注意報の有無を確認し、注意報がある場合には屋外活動を原則中止することとしております。また、屋外活動中には随時空の様子を観察するとともに、雷鳴や雷光が確認される場合にはすぐに活動を中止し、安全な校舎などの建物内に避難させることとしております。そうした避難する校舎等の建物については、建築基準法に基づき、落雷に伴う電流を安全に地中に流す避雷設備を設けている状況でございます。

[地域振興部長印出井一美君登壇]

○**地域振興部長(印出井一美君)** のぞわ議員の区が大学を統合しながら連携を図り、相互に発展を目指してはどうかのご質問にお答えいたします。

これまで区と大学の双方が課題やその解決の方向性を共有する際には、それぞれ個別に連携協定を締結するなど、協働の取組を推進してまいりました。また、大学側の自主的な研究についても、関係部署の関与を経ながら、千代田学として研究を支援してきたり、実証実験等への協力や情報共有を図ったりしてまいりました。区が大学を統合しながら連携を図ることで、自動運転のみならず、防災やデータサイエンス分野等々で課題を解決していくことは大変意義のあることだ

とは認識してございます。しかしながら、こうした統合的連携プロジェクトを区が推進するには、マネジメント手法やノウハウはもとより、組織体制や専門的人材、さらには資金面での課題もあることから現時点では考えてございません。

〔環境まちづくり部長藤本 誠君登壇〕

○環境まちづくり部長（藤本 誠君） のぞわ議員の自動運転に関するご質問にお答えします。

少子高齢化など、社会経済状況が大きく変化する中、自動運転の技術は都市部を中心に慢性化している交通渋滞、高齢者等による交通事故、免許返納に伴う移動手段の確保、公共交通や物流業界におけるドライバー不足、環境負荷の低減などの様々な課題解決に寄与するものであり、区としても早期に導入に取り組む必要があるものと認識しています。まずは職員の人材育成の観点からも、運転主体がドライバーであるレベル2での実証実験の導入を検討し、自動運転の課題を区として整理をしております。その後は車載センサーで検知が困難な道路状況を検知し、自動運転車両に情報提供を行う路車協調システムなどの導入やプラットフォームの在り方などについて調査研究を進めてまいります。議員ご指摘の巡回警備、道路清掃、人と物の移動など、新たなモビリティについても今後の課題として受け止め、研究を深めてまいります。自動運転の最新先端技術の動向を注視するとともに、東京都と緊密に連携を図りながら、区の職員の知見やノウハウを蓄積しつつ、今後の区政課題の解決に自動運転技術をつなげるための取組を進めてまいります。

続いて、桜の老木の植え替えに関するご質問にお答えします。

区が管理している桜に関する取組は、これまで再生計画に基づき、毎年、樹勢や活力度の調査を実施することで見える化し、この結果を踏まえ、剪定や土壌改良など、適切な維持管理を行い樹勢の回復に努めてまいりました。近年、老木化が進行しているため、令和5年度に区内の13か所において桜の更新計画を策定し、これに基づき順次桜の植え替え等を進めており、代官町通りについては既に完了をしております。ご指摘の千鳥ヶ淵緑道につきましては、今年度実施計画を策定し今後植え替え等を行ってまいります。また、ご質問の4ルートの桜につきましては、国有地や民有地も含まれることから、環境省や宮内庁など、これらの関係者が出席し定期的に開催している区の花さくら連絡会などの場を通じて緊密に連携を図りながら、ドローン等の最新技術の活用も研究し、日本を代表する千代田区の名所の桜を後世に継承していけるよう、着実に更新などの取組を進めてまいります。

〔財産管理担当部長夏目久義君登壇〕

○財産管理担当部長（夏目久義君） のぞわ議員の落雷対策のご質問のうち、公園や公共施設、情報システムにおける落雷対策についてお答えいたします。

建築物や公園の工作物の落雷対策につきましては、建築基準法で避雷設備の設置が定められており、その構造については日本産業規格で決められています。これに基づき、落雷によって生じる電流が建築物などに被害を及ぼすことのないよう避雷設備を設置し適切な対策を講じております。また、周辺の電柱等への落雷により、電線を通じて施設内に電流が流れ込み、電気設備や情報システム等に被害が及ぶことを防ぐため、建物内には避雷器も設置し対策を実施しております。

さらに、公園等の利用者に対しては安全・安心メールや防災アプリを通じ雷注意報の周知に努めております。しかしながら、落雷を完全に防ぐことは難しいことから、議員ご指摘の点も含め、新たな技術の動向も注視しながら引き続き適切に対応してまいります。

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） のざわ議員の質問のうち、災害時のドローンの活用に関する質問にお答えいたします。

本区は人口集中地区に該当することから、原則としてドローンの飛行は国土交通大臣の許可が必要となります。また、小型無人機等飛行禁止法により、国等の重要施設及びその周辺でのドローン飛行は制限されています。さらに災害発生時には緊急用途地域となる可能性が高く、その空域では自衛隊、警察、消防等のヘリコプターの飛行が優先されドローン飛行が原則禁止となります。そのため災害時に区内の公道上でドローンを飛行させることは困難と考えており、現行法上においてはドローンなどの新技術の活用に向けた計画を策定する予定はございませんが、災害時のドローンの活用可能性については引き続き研究を続けてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、4番小枝すみ子議員。

〔小枝すみ子議員登壇〕

○4番（小枝すみ子議員） 令和7年第2回定例会に当たり一般質問をいたします。

大きな1点目です。官製談合事件の背景に何があったかについて伺います。

千代田区官製談合事件が発覚して1年半がたとうとしています。まず初めに、改めてここで質問する意図を申し上げておきたいと思います。（スクリーンを資料画面に切替え）

私は、既に捜査が終わった案件について再捜査すべきだとか、罪を償うべきだと言っているわけではありません。他の自治体あるいは行政組織でも見られるように、関係した者の命に関わる問題であり、これ以上の犠牲者を出さない。そして職員が安心して働けるようにするためには事実をしっかりと明るみにする必要があると考えています。ここで重要なのは、元部長のみならず、関与せざるを得なかった職員全員が、千代田区という組織の犠牲者なのだということです。場合によっては本人とその家族までもが心のケアを必要とする対象なのだということです。千代田区の上層部は、この組織ぐるみということが濃厚となる中で職員を処罰できる立場にはありません。ところが千代田区長は、副区長の関与をなかったことにすることで、この問題の矛先を内部告発者であった元部長と議員との個人的な人間関係の問題にすり替え、組織の怒りが元部長に向かうようつくり上げてしまいました。私はそのことが一番許すことができないのです。

私は、岩田議員の閲覧申請に倣って東京地検に3回閲覧申請をし、3日間6種類の閲覧をすることで、さらにその思いを強くしました。千代田区の官製談合が、その体制がいかに強固で日常化したものであるかがよく分かりました。もし元部長が内部告発し自供することをしなかったら、現在でも変わることなく巧妙に情報漏えいを行い、それがボスたる議員のパワーの源となり、そのパワーをよりどころとして、行政と異なる意見、情報を持つ区民、議員を排除し、質問を封じていく、このやり方が今このときも続いていたことは疑いがありません。区民にとってはいかに不幸なことであるかは後で述べます。

ここでは、まず、以下についてお答えください。1、樋口区長体制の中でも官製談合は行われていたのでしょうか。

2、今回の事件は内部告発によらなければ明るみにならなかったわけですが、明るみにならなければよかったと思っているのかどうか、区長のご認識を伺います。

3、逮捕により表面化したのは1年半前、令和6年1月でしたが、雑誌「月刊日本」の2年前の記事によると、令和4年9月の段階で千代田区官製談合に関し捜査機関に内部告発があったことが分かって千代田区役所内に衝撃が走ったと書かれています。千代田区は、令和4年9月の段階からこのことを認識し、何らかのアクションを起こしていたのかを伺います。（スクリーンの資料画面を切替え）

次です。私は、元副区長、元区議、元部長、元管工事協力会会長など6種類の供述を閲覧してきました。そこには元副区長ご自身が元部長に指示をしましたと述べていました。そして、元区議も、入札情報は行政部長に聞いてくれないかと副区長に言われたと供述しているのです。千代田区の報告書で、元部長だけが述べているというのは事実と異なっています。第1回定例会から指摘をされていることに対し、区当局自らが確定記録の閲覧をしなければ答弁もできないと思うのですが、この間確認に行ったのでしょうか、お答えください。

新潟県におきましては、官製談合事件で議員から確定記録閲覧に基づく指摘があったことについて、新潟県総務部が閲覧に行った上で、第三者委員会で共有し、真相を確かめているところだそうです。踏まえてご答弁をください。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、元副区長が元部長に委ねられる以前より情報漏えいが常態化していたことについて伺います。元区議は、私はこれまで協力会のため、複数の幹部や職員にお願いをして情報を聞き出してきましたと供述しています。管工事協力会会長は、私はいつも区議に入札メンバーを教えるほしいと相談し、区議は私からの依頼にその日のうちに回答してくれていた。おおむね入札公告が出される半年前には工事を取る本命を決め、2番手をどこにするのか、お付き合いのメンバーセットに至るまで事前に調整をしていたと供述をしています。

そこで伺います。管工事の会長、副会長にはヒアリングをしたでしょうか。そして、ヒアリングした上で契約の在り方を見直したでしょうか。見直したのであれば、どのように見直したかをお答えください。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、供述調書に語られる中で、二代表制についての無理解こそが事件をエスカレートさせるきっかけになったことについて認識を伺います。

本副区長は以下のように述べています。平成27年、28年というのは、予算案に対しても減額修正されたり、附帯決議をされたりという状況でした。かかる状況下の幹部職員の負担は相当大きいものでした。そして、私は平成29年、私のほうから区議にお願いして、円滑な議会運営をお願いしたい。予算・決算や日々の事務事業の意見交換をさせてほしいとお願いし意見交換をするようになりましたとあります。私は負担が大きかったという平成27、8、9議会の決議を見返してみました。（スクリーンの資料画面を切替え）

これらはごく一部ですが、平成28年は予防接種や学校給食の牛乳無償化を、平成29年であ

ればベビーシッターの交通費助成や保育士の奨学金、軽井沢、箱根の利用促進など決議をしていました。個別には、錦町の障害者施設、当時認めない行政に対し、二元代表の議会として決議をし、積極的に意思表示をしていました。障害者の施策を前に進めよう、子育て世代の負担軽減を進めよう、エッセンシャルワーカーの処遇改善をしようと積極的に行っていました。委員会などで議論し、公式の場で示しています。議会が追認機関でないのであればごく当然のことでした。区長は、附帯決議や減額修正を議会が行うことが問題だと思いませんか、お答えください。二元代表とは何なのか、ご意見をお聞かせください。

区議会と行政が緊張感を持ち、独立した判断をすることが二元代表制です。見えないところで議会と区の上層部が結論を決めて追認機関とさせるようなやり方は多様な民意を反映できず、後であつれきや不要な分断が起こります。元副区長の供述で、元区議との意見交換の場に同席したとされる坂田副区長に伺っておきます。

1、供述によれば、意見交換の内容は、地権者の中でも賛否の分かれるまちづくり事業の進め方について、議会の意見を元区議から伺ったりするといったものでしたとあります。一体どのような案件のお話をしていたのでしょうか、事実の有無も含めてお答えください。

2、元区議が委員長に就任している際は、既に答えているので次の質問をしてくださいなど、委員会運営をしてくれて答弁者の負担を軽減したとあります。つまり、議員の発言封じの見返りとして談合情報を提供していたということですか、ご認識を伺います。

3、行政がやろうとすることに異論を挟ませない、質疑をさせない、熟議をさせない、多数派工作で議決をさせる時代錯誤のボス政治です。そのようなやり方でうまくいくはずがありません。実際、必要以上に経費がかかり工期が長引く現実が目の前にあります。東郷元帥記念公園しかり、四番町公共施設しかり、まさにそうした状態です。二番町、外神田、神田警察通りも地域を二分し、必要以上に困難な状態に立ち至らせました。千代田区の上層部の方々は、そうした反省に立ち、信頼を持って前に進められるよう、謙虚さを持ってまちづくり体制をつくり直すときではないでしょうか、ご意見を伺います。

4、加えて坂田副区長が元区議との会合に参加していたことが事実ならば、知り得ることを再発防止の会議で積極的に述べるべきではなかったでしょうか、お答えください。

大きな2点目です。**公益通報者保護に関する区長の認識**を伺います。（スクリーンの資料画面を切替え）

区が作成した報告書では、元副区長、元区議、元部長の3者の供述と180度異なる結論を出していました。改めて利害関係のない第三者委員会を設置し、新潟県のごとく、第三者委員会が刑事確定記録を確認するなどして報告書を書き直す作業に着手することが必要です。ご見解を伺います。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、退職金返還命令について伺います。私は元部長にお願いして書面をお預かりしてきました。新聞報道にあったとおり、当該非違当時、上司の指示命令や区議からの依頼があつて断りづらい状況にあったことと書かれています。当該非違に至った経緯を記したもので、どこから見て

も主語は発令者である樋口区長です。ところが千代田区のホームページには、事実と異なる報道内容と反駁しているのです。何がどのように違うのでしょうか、明確にご説明ください。

改めて千代田区は、今回職員が有罪判決を受けた事件はどのように発覚したと捉えているのか、人事委員会への諮問に当たり、答申作成の経過において情報共有をしたのでしょうか。これら事実を公にしたことによる千代田区行政への貢献をどのように捉えているのか、お答えください。

(スクリーンの資料画面を切替え)

東京新聞の報道によれば、片山善博元総務大臣は、上司の指示で漏えいしたのなら元部長の処分的前提が異なり、区は元部長に重大な人権侵害を続けていることになる。本来は区長が率先して真相解明すべきだと指摘しています。また、公益通報に詳しい奥山俊宏上智大学教授は、公益通報者保護法の指針に関する消費者庁の解説では、法令違反に関与した人が自主的な通報で解決に協力した場合、懲戒処分などを減免する仕組みを制度化しておくことを推奨しています。元部長は、捜査当局に事実上の内部告発をしており、事実を公にしたことへの貢献を処分を減ずる方向で勘案に入れるべきだろう。また、命令書は、樋口高頭区長名で上司の指示・命令があったと認めている。区が上司の責任を追及していない場合、元部長とのペナルティーのバランスを失することになると指摘をしています。これらの重要な指摘に対し、樋口区長はどのように説明されるのか、お答えをください。(スクリーンの資料画面を切替え)

次に、公益通報者保護法では、1号通報、2号通報、3号通報とあります。元部長が行った警視庁への通報は2号通報に当たり保護されるべきものです。加えて3号通報のマスコミ等の中には議員もなり得るとというのが消費者庁の見解です。今回のように組織のトップが関与した告発や警察やマスコミ、さらには議員に対してでも通報できるということです。法の趣旨の中心に内部告発者保護という考え方、見せしめのようなことを決して許してはならないという考えが貫かれています。(スクリーンの資料画面を切替え)

まさに兵庫県の斎藤元彦知事がこの間問題にされている論点そのものであり、今国会で法改正されたポイントでもあります。6月3日、内部告発を行った元職員に対し発した退職手当返納命令について、公益通報者保護の観点、懲戒権濫用の疑義があるとの指摘をどのように受け止めるのかお答えください。告発者への制裁の側面、ひいては公益通報を抑止する効果を生むとの批判に対し、何か説明する言葉をお持ちでしょうか、お答えください。(スクリーンを写真画面に切替え)

大きな項目の3点目です。**神田警察通り**について伺います。

この写真は千代田学によるドキュメンタリー「変わりゆく神田のまち」専修大学の土屋ゼミの生徒さんが制作して下さった短編映画の1コマです。当事者の許可を得て掲載させていただきます。

千代田区は、このような住民が長い間町会のために十分貢献してきたような方々が切ない思いで求めている対話に耳を傾けることなく、6月8日朝6時過ぎ、住民が立ち去ったその後を狙って看板表示を書き換え、最後の1本を伐採しました。900日以上木守りを続けた住民は、最後の1本の移植でもよいと申し出ていたのに、これを無視して伐採した千代田区のやり方はさらに

禍根を残すものとなりました。（スクリーン表示を元に戻す）今後このようなことがないように、区民と正面から向き合う区政とはどうあるべきか、これからも向き合っていただくことはできないのか、千代田区の姿勢についてご認識を伺います。

以上、私からは3点、誠実な答弁を求め、質問を終わります。（拍手）

〔環境まちづくり部長藤本 誠君登壇〕

○環境まちづくり部長（藤本 誠君） 小枝議員の神田警察通りに関するご質問にお答えします。

神田警察通りの計画は、沿道関係者で構成される協議会で長期にわたる議論を経て策定されており、本工事は多くの区民の賛同を頂いております。一方で、一部のご理解いただけない方々がいたため、区は説明会を何度も実施しております。街路樹の撤去に反対する一部の方々にはご理解を頂くことができませんでしたので、工事を一時見合せ協議会で反対する方を含めた意見交換の場を設けましたが意見は平行線のままでした。さらに、行政を抜きに地域住民同士での話合いも行われましたが一致点を見いだすことはできませんでした。区といたしましては区民と正面から向き合ってきております。

また、本計画は区議会からも当初予算や契約議案などのご議決を重ねていただき、裁判所でも住民意見の反映などの点で不十分ではないなどの判断が示されております。こうした中で、本事業は3年も遅れていること、工事遅延等によりこれまで約1億円の経費が増加していること、区内の多くの方々待ち望んでいることなどから、区としては一刻も早く進めていく必要があります、今後とも計画どおりに事業を進めてまいります。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 小枝議員のご質問のうち、官製談合防止法違反事件に関するご質問にお答えいたします。

樋口区長就任後の案件としては、区立番町小学校ボイラー改修工事の制限付一般競争入札に関する情報漏えい行為が確認されておりますが、区長等の関与はなかったものと認識しております。

次に、元職員の行為について、判決では、被告人は本件発覚と解決の糸口を与えたとする一方で、被告人が自身の部下であった者も巻き込む形で秘密情報を得て共犯者の区議に提供するなど、本件犯行において秘密情報の入手、提供の軸となる重要な役割を果たした点は厳しい非難に値すると指摘しており、同様の認識でございます。なお、ご指摘の雑誌の記事につきましては承知しておりません。

次に、附帯決議や予算の減額修正は議会の判断により行うものという認識です。

二元代表制につきましては、首長と議会の議員が共に住民の直接選挙によって選出され、両者が対等の関係に立って自主性、独立性を保ちつつ、相互の抑制と調和によって地方自治の適正な運営を行うものであると理解しています。

そのほかにも、議員が閲覧されたという確定記録に関し様々にご質問いただいておりますが、捜査機関も裁判所も、議員が閲覧された供述調書も含め、さらにそのほかにも非常に多くの証拠資料に基づき、前副区長については書類送致すらしないという結論に至り、判決においても、前副区長の謀議への関与は認めませんでした。また、現副区長についても全く言及されておりません。

不正行為等再発防止検討報告書は、こうした捜査機関の決定や裁判所の判決に基づきまとめられたものですので、議員が閲覧されたという供述調書の内容も踏まえたものとなっているという認識です。したがって、改めて議員が主張するところの第三者委員会によりご質問のような事実確認を行い、報告書の書き直しや組織体制の見直しをすることは考えておりません。

次に、公益通報者制度につきましては、不正行為等再発防止検討報告書にもありますように、その有効活用に向けた制度の充実、周知の徹底に努めてまいります。また、今回の元職員に対する退職手当返納命令は、当該元職員に対する有罪判決が確定したことにより、職員の退職手当に関する条例の規定に基づき行ったものです。なお、有罪判決が確定した場合には全額返納が原則であり、今回の一部返納命令は殊さらに不利益な取扱いをするものではありません。

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） 小枝議員のご質問のうち、官製談合防止法違反事件に関するご質問にお答えいたします。

まず、災害対策管工事協力会へのヒアリングと契約の在り方の見直しについてです。災害対策管工事協力会へのヒアリングは令和6年6月に実施しています。なお、その時点で会長、副会長という役職は形骸化しており、公判の記録にあった事業者へのヒアリングを行いました。また、契約の在り方の見直しですが、千代田区建設工事等競争入札参加資格者優先業種登録要綱の廃止や総合評価方式における地域貢献項目の見直し、千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領の改正などを行っています。引き続き契約の在り方の研究を進め、契約事務の見直しを適宜適切に行ってまいります。

次に、退職手当に関するご質問にお答えします。初めにホームページについてです。

報道では、区上層部による漏えいの指示について、あたかも区が認めたかのような記事でありましたが、令和6年4月に公表した千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書のとおり、元職員の上司が具体的に関与したと認め得る事実は確認できておらず、そのため事実と異なるとしております。なお、当該報道機関に対しては同趣旨の内容を指定の期限までに回答しております。また、返納命令についてですが、職員の退職手当に関する条例に基づき決定しています。

○4番（小枝すみ子議員） 4番小枝すみ子。2分しかありませんので、退職手当返納命令書のところに、まず絞って伺います。

答弁漏れです。この、「区長」、千代田区長樋口高顕氏の主語で、「当該非違に至った経緯、上司の指示命令や区議からの依頼があって断りづらい状況にあったこと」というふうに書いているんですね。これは区長でないなら誰が認定したという文章なんですか。主語は誰なんですか。私は人事委員会にも問合せしていますから、ちゃんと教えてください。

それから、罪に問われたという事実から考えたという答弁はするだろうと思っていただけども、その事実を公表したことの貢献をどう捉えるかというのが学識者の提起されていることであり、消費者庁が問題意識を持っているところなんです。ここはちゃんと、どう考えているのか答えていただきたい。かつ、この返納命令書を出すに当たって、人事委員会に照会しているわけだけれども、その人事委員会において、この、（ベルの音あり）そのことをね、内部通報者であ

ると。その内部通報をしたことによって官製談合事件が明らかになったという内部通報者保護をすべき立場にあるということ、ちゃんと情報を人事委員会のほうに入れているのかどうか。それを入れていないと、手続的に審査・判断をするのに、手順・手続としておかしいことになっちゃうんですよ。そういうことがちゃんとなされているのかどうかということですね。

あと最後に、職員が有罪判決を受けた事件だということを言っているんだけど、この有罪判決を受けた事件は一体何によって発覚したというふうに認識しているのか、そこところは答弁がなかったんで、はっきりと、もう区長は答えないんだから、部長の口からでいいから、答えてください。分かります。お願いいたします。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 小枝委員の再質問にお答えいたします。

まずですね、（「主語は誰なのか」と呼ぶ者あり）はい、主語は誰なのか。（「経緯を……」「答弁中ですよ」と呼ぶ者あり）すみません。取りあえず答弁いたします。（発言する者あり）

まず、今回、犯罪があったということが、例えば報道されたとかみんなに知られたとか、そういうことではなくて、判決が確定した。このことによって、今回の返納命令はなされたものでございます。（発言する者あり）

なぜ発覚したかということにつきましては、これは先ほどの、私のほうから判決を引用して言わせていただきましたが、被告人が、本件発覚の解明と糸口を与えた被告人の全ての行為を見た上でそのようなこと、これは裁判所も認めておりますし、我々もそのような認識です。ただそれについて、裁判所も言うておりますように、被告人が自身の部下であった者を巻き込む形で秘密情報を得て、共犯者の区議に提供するなど、本件犯行において秘密情報の入手、提供の軸となる重要な役割を果たした点は厳しい非難に値すると、判決はこのように言うておりますので、我々はそうしたことも踏まえて、今回、報告書に様々な対応策、その他まとめさせていただきまして、この事件に対する対応を行っている、ということでございます。（発言する者あり）

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） 小枝議員の再質問にお答えいたします。

本件、行政処分に関するところでございますので、具体的内容につきましては答弁しかねますが、職員の退職手当に関する条例に基づきまして対応しているといったところでございます。（発言する者あり）

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により、休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

18番岩田かずひと議員

〔岩田かずひと議員登壇〕

○18番（岩田かずひと議員） 2025年第2回定例会一般質問をさせていただきます。

まずは、供述調書というものがどういうものかよく分かっていない方もいらっしゃるかもしれませんが、どういふものなのかということをお説明させていただきます。

供述調書とは、捜査機関である警察や検察が、被疑者や被害者、参考人等から聞いた供述内容を記録し、刑事裁判において証拠として用いるための文書であります。刑事訴訟法198条3項で、「被疑者の供述は、これを調書に録取することができる」と定められており、同項に基づいて被疑者の取調べの際に作成されることが最も多いかと思われまふ。被疑者や参考人等から話を聞いた取調官が、供述内容のうち必要と判断した部分を文章にまとめ、調書の内容を作成し、その後、供述者が出来上がった調書の内容を確認して署名・押印することで完成し正式な供述調書となるのであります。供述調書は、検察が起訴、不起訴の判断をする場面や、裁判所が有罪か無罪か、どのような刑罰を科すべきかを判断する場面等、刑事事件全般において非常に重要な証拠となります。特に刑事裁判においては、被疑者や参考人等がどのような供述をしたのかが大きなポイントとなるため、供述調書は厳密に取り扱われます。

このように、供述調書が重要視される理由は、刑事事件において有罪を立証する証拠として検察側が提出することが多いためです。特に、犯行を自白している内容を含む被疑者供述調書は有力な証拠として扱われ、刑事裁判の判決に影響を与えることが少なくありませんし、当該事件ではまさしくそうであります。この当該事件というのは、千代田区の官製談合事件であります。証拠請求された供述調書について、証拠とすることに弁護人や被告人が同意しているため、その供述調書は有効な証拠として扱われているのは当然のことであります。

そこで、**千代田区官製談合事件とその周辺問題**についてお伺いします。

私が2025年6月23日の本会議において、第三者委員会は立ち上げないのか、報告書は作り直さないのかといった質問をしましたが、それに対する政策経営部長の答弁は、千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書は、公正中立な立場の第三者委員会によって構成される有識者会議の意見を聞きながら関係者のヒアリングや裁判等で明らかになった事実を基礎にまとめたものであり、改めて調査を行うことは考えておりませんと答えています。一見、第三者委員が大いに介入しているように見えますが、当該報告書は第三者委員によって構成される有識者会議の意見を聞きながらまとめたものにすぎず、公正中立な第三者委員会がまとめたものではありません。言わば犯罪を犯してしまった集団が自ら報告書をまとめた挙げ句、自らの潔白を証明しているためこれ以上の調査は要らないと言っているのと同じことです。また、議員のご主張は、区が重大事実を隠蔽しているとの思い込みの下に、多数の証拠のうちの一部を恣意的に取り上げ一方的な解釈を加えたものにすぎないとの認識ですというあまりにもふざけた答弁もありましたが、裁判所が判決を出すための資料となっている供述調書をそのまま引用している発言を、思い込み、恣意的に取り上げ、一方的な解釈と断ずるということは司法権に対する冒瀆であり、天に唾するものであります。全くもってけしからん話であります。

私が、以前、定例会や予算特別委員会でも繰り返し発言してまいりましたが、当該事件の当事者である元副区長、元部長、元議員がそろって、元議員から入札に関する金額を聞かれたら教えるようにと元副区長から元部長に指示があったと自白している調書があることから、当該談合事

件は千代田区の組織ぐるみの犯行であることは間違いないと思うのが普通であると思われます。しかも、最近ではありますが、私だけでなく小枝議員も検察に閲覧申請が認められ、供述調書を閲覧したことによって、私の今までの主張どおりのことが書いてあったことが判明し、私の思い込みでもなければ恣意的でもなく、ましてや一方的な解釈ですらないことが明らかになったと思います。しかし、区のこれまでの答弁から類推すると、区は、いまだに当該事件は組織ぐるみの犯行ではなく、議員がパワハラなどを用い、職員から入札にかかる金額等を聞き出した犯罪行為であり、元議員と元部長が勝手にやったことだと考えているのか、お答えください。

6月10日の東京新聞には「区、漏えい指示認める」との見出しで、また、デジタル版でも「上司の指示「確認できない」一点張りだったのに…実は「あった」千代田区の官製談合、説明がしれっと変わっていた」と当該事件について報じておりますが、元副区長は入札情報を元議員に漏らす指示を元部長にしていたのかどうか、いま一度お答えください。

また、この記事について、東京新聞の誤報であると言っている部長がいるといううわさを聞きました。だとしたら、区上層部による漏えいへの指示を認めていたという部分が誤報なのか、組織的な関与が誤報なのか、どの部分が誤報のかも併せてお答えください。そして、誤報だとするならば、東京新聞に対して抗議をしたり謝罪を求めたりはしないのか。もしも誤報であるという自信があるならば抗議をするべきであるが、区の考えもお聞かせください。

この質問に関連して、議会報告令和7年第1回定例会号を発行した千代田区議会自民党議員団に厳重に抗議いたします。この議会報告の紙面では、「岩田かずひと議員は、閲覧した裁判記録の一部をもって「元副区長から元部長に指示があった」と執拗に主張していますが、捜査が終了し、司法判断がなされたにもかかわらず、議会の場で不起訴になった元副区長に罪があるかのように議会の場で繰り返すのは、名誉を毀損する行為に当たる懸念があります」と書いてありますが、法律のことを知らない素人そのものの意見にすぎません。さらに、その紙面に名前の挙がっているはやお恭一議員と、私、岩田かずひとの両名、もしくはどちらか一方を指し、議員としての自覚に欠けているとまで書いており、両名の名前を挙げ、その印刷物を不特定または多数の目に留まるよう交付したものであり、はやお、岩田の両名もしくはどちらかの名誉を毀損したものであります。そもそも自分の閲覧した裁判記録である供述調書というものは、判決を出すための基礎となるものであり、公式なものであります。そこに「元副区長から元部長に指示があった」と記録されており、元副区長も元部長も元議員も「元副区長から元部長への指示」を認めていることから、それが事実であろうと裁判所は認めたわけであります。また、元副区長が不起訴になったのは、当該事件において元副区長が関連した事柄については時効が成立していたからにすぎず、それをもって道義的責任がなくなったとは言えませんし、刑事的な責任があるとは言っておりません。にもかかわらず、もしも政務活動費という税金を使ってこのような事実と異なることを広報しているのであれば、これは区民に対する背信行為であります。（発言する者あり）本日より2週間以内に公式に謝罪などが無い限り、法的措置も辞さない覚悟であります。

次の質問に参ります。福島原発の放射能汚染土を首相官邸の敷地内で再利用することに関する質問です。

福島県内の除染活動で発生した汚染土を千代田区内にある首相官邸や中央省庁の植え込み等、敷地内で再利用することを5月27日に政府が決めたということ、NHK、東京新聞、日本経済新聞、時事通信、産経新聞などの報道で知りました。3月の参議院予算委員会で石破首相が質問に答え、ぜひやりたいと答弁し、また林官房長官が首相官邸での記者会見で正式に発表したとのこと。

環境省は新宿御苑や所沢で汚染土を使う実証事業を計画しましたが、地元の強い反対を受けて計画はストップしています。ちなみに汚染土1キログラム当たり放射性セシウム8,000ベクレル以下の汚染土は埋設処分が必要な低レベル放射性廃棄物に当たりますが、政府は全国の公共事業で利用できる方針を決定してしまいました。原子炉等規制法は、原発から出た放射性廃棄物の自由な再利用を認めるクリアランス制度を定めていますが、この制度で再利用が認められるのはセシウム134、137の場合、濃度が1キログラム当たりそれぞれ100ベクレル以下と定められています。しかし、汚染土はセシウム134、137の合計が1キログラム当たり8,000ベクレル以下なら再利用可能であるとのことで、全ての生物に与える影響は大きいのではないかと思います。

首相官邸のどの場所にどのくらいの量を再利用として汚染土を持ち込むのかまでは分かりませんが、工事に携わる作業員は被曝線量の厳格な管理のないまま働くことになるのではないのでしょうか。国民が無用な被曝をする危険があります。汚染土が発生したのは福島原発事故で広い範囲に飛散した放射性物質による被曝を抑えるために除染が必要だったからです。事故の責任は東京電力と監督責任があった経済産業省にあるのではないのでしょうか。なぜ環境省が汚染土に関する政策を行っているのか、いささか疑問であります。

もし、このまま千代田区、そして千代田区民が口を閉ざしてしまったら、首相官邸に汚染土が再利用の名目で使用されることになり、それを契機として千代田区の公共事業や公園、花壇、街路樹の根元にも使用されることにならないかと、非常に心配でなりません。雨風により放射能を含んだ土は拡散され、人体への影響が危惧されます。

そこで質問いたします。1、千代田区長並びに行政職員は、汚染土が首相官邸で再利用と言われて使用されることを承知していましたか。知っていたとしたら、その時期はいつでしょうか。また、国等のどの部署からどのような説明を受けていたのかお答えください。

2、放射性物質が含まれている汚染土がクリアランス制度の基準の1キログラム当たり100ベクレルまで低減させるためには、約190年かかると言われています。公共事業で、例えば汚染土が盛土に使われた場合、通路の耐用年数は約70年と言われていることから、クリアランス制度の基準を満たしておりません。区はどのような道路管理方針を長期的に計画しているのでしょうか、お答えください。

3、千代田区は、人体に影響を及ぼす懸念のある首相官邸への汚染土利用について、環境省に説明責任を求め、また区民に広報するとともに、区民の疑問に対して答える責務があるのではないのでしょうか。早急に広く説明会を行い、区民の意見を丁寧に聞いて環境省に伝えるべきではないのでしょうか。区の考えを聞かせてください。

以上、区民の健康、安全で安心な環境を守る立場から、納得のいく丁寧な答弁を求めます。以上で質問を終わります。（拍手）

〔ゼロカーボン推進技監川又孝太郎君登壇〕

○ゼロカーボン推進技監（川又孝太郎君） 岩田議員の福島県内除去土壌の官邸での再生利用に関するご質問にお答えいたします。

政府が本年5月27日に決定した「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」におきまして、官邸での利用の検討をはじめとして、政府が率先して先行事例の創出等に取り組むとの記載があることを区として認識しております。また、当該基本方針において、復興再生利用の実施に当たっては、国民や関係機関等の理解が重要であり、その必要性、安全性等に対する全国的な理解の醸成に取り組むとされています。区といたしましては、この政府の検討の結果を注視してまいります。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 岩田議員の官製談合防止法違反事件に関するご質問にお答えいたします。

今回の事案については、捜査機関も裁判所もまさに議員ご指摘の非常に重要な証拠、それも含む多数の証拠資料を勘案し、結果として前副区長については書類送検すらせず、判決においても前副区長の謀議への関与は認められませんでした。不正行為等再発防止検討報告書は、こうした公的な判断に基づくものであり、むしろ議員の主張こそが司法の判断を無視するものです。一部報道機関の報道につきましては、ホームページ上において指摘したとおりです。今後も事実と異なる報道に対しては適切に対処してまいります。

○18番（岩田かずひと議員） 18番岩田かずひと、自席より再質問させていただきます。

まず、汚染土。これ、注視するだけなんですかね。抗議したり、何かしないんですか。ただ見ているだけなんですか。

そして官製談合事件の話。東京新聞で、公益通報に詳しい上智大学の奥山教授の話によると、公益通報者保護法の指針に関する消費者庁の解説では、法令違反に関与した人が自主的な通報で解決に協力した場合、懲戒処分などを減免する仕組みを制度化しておくことを推奨している。元部長は捜査当局に事実上の内部告発をしており、事実を公にしたことへの貢献を、処分を減ずる方向で勘案に入れるべきだろう。また、命令書は樋口高頭区長名で、上司の指示命令があったと認めている。区が上司の責任を追及していない場合、元部長とのペナルティーのバランスを失することになる、というふうに書いてあります。また、月刊FACTに書いてあります。「千代田区役所ぐるみ汚職、前・現副区長こそ悪の元凶」と書いてあります。これも、もしも誤報だとするんだったら、抗議をするなり、裁判するなり、何かしたほうがいいんじゃないですか。もしもそういう自信があるんだったら。と思います。

それで、これ、退職手当返納命令というのが出ましたけども、これ、元副区長がやっぱりね、この当時は、この事件に関しては一番上、立場が上の人間なんですから、その退職手当を返納すべきは、元部長ではなく元副区長なんじゃないんですかね。これ、元部長というのは、本件を白

日の下にさらすきっかけをつくってくれた、最大の功労者ですよ。区長、これは決断するべきときじゃないですか。うみを出すべきなのか、このままごまかし続けるのか、区長決断のときですよ。確かに、選挙も終わって、もう、すぐですから、もうしばらくは大丈夫だろうと思っているかもしれませんが、区民の皆さんは見ていますよ。ここは決断のときだと思います。そして報告書を新たにちゃんと作るのか、第三者委員会を立ち上げるのか、そういうのも含めて再度お答えください。

〔ゼロカーボン推進技監川又孝太郎君登壇〕

○ゼロカーボン推進技監（川又孝太郎君） 岩田議員の官邸での除染土の利用についての再質問についてお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、官邸での利用につきましては、その具体的な内容について、現在、政府において検討しているところであると承知しているため、その検討結果を注視してまいりたいというふうに思います。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず、退職金の返納命令についてですが、これにつきましては、先ほど来ご答弁申し上げておりますように、これは懲戒処分でも制裁行為でも全くなく、法令の規定上、有罪の確定判決を受けた場合には失職すると、現役の公務員であれば失職するということですね。今回の場合、元部長は、その場合、現役の場合には、当然退職金等の支給はございません。今回の元部長につきましては、既に退職しておりますので、失職とかそういうことはないわけなんですけど、現役の場合に発覚した場合には退職金は払われず、退職してからであればそのまま受け取れるというのは、これは不公平でございますので、条例の規定上、退職の場合には返還請求をするということになっておりますので、この規定に基づき返還請求を行っているものでございます。したがって、これを特段の不利益行為とか、そういうふうには考えてございません。

それから、公益通報者の保護についてですけど、これは無論公益通報者の保護については、これは最大限配慮すべきだと思います。今回の部長の行為が、公益通報者保護法、あるいはうちの公益通報条例の中でどのように扱われるかについては議論のあるところではあると思いますが、我々としましては、先ほど小枝議員の再答弁でも申し上げましたように、裁判所が今回の通報も含めた元部長の行為に対して一定の見解を示しておりますので、その見解に従って、今回様々な対応を行っている、ということでございます。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第10を一括して議題にします。



議案第29号 令和7年度千代田区一般会計補正予算第1号

議案第30号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第32号 千代田区特別区税条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事請負契約について
- 議案第37号 区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約について
- 議案第38号 区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約について
- 議案第39号 災害対策用備蓄物資（食料）の購入について
- 議案第40号 議場会議システム及びAV機器の購入について
- 議案第41号 区立内幸町ホール改修工事請負契約について

(企画総務委員会審査付託)

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第29号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。

補正前の額753億5,305万2,000円に、7,600万円の予算額を追加させていただきます。内容は、個人宅向け防犯機器等購入緊急補助及び過誤納交付金の各事業に要する経費の追加でございます。この結果、補正後の一般会計予算額は754億2,905万2,000円となっております。

次に、議案第30号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、職員の仕事と育児との両立を支援するため、任命権者の義務を定めるほか、規定を整備するものでございます。

改正に伴う経過措置につきましては公布の日から、その他の改正につきましては本年10月1日から施行いたします。

次に、議案第31号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、職員の部分休業の新たな取得形態を定めるとともに、部分休業の承認の取扱いを改めるほか、規定を整備するものでございます。本年10月1日から施行いたします。

次に、議案第32号、千代田区特別区税条例の一部を改正する条例でございます。

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の公布及び「道路交通法」の一部改正に伴い条例改正をするものでございます。

まず、特別区民税につきまして、特定親族特別控除の創設に伴い、所得控除に関する規定を改めるものでございます。

次に、軽自動車税につきまして、運転免許証の情報が記録された個人番号カードの利用開始に伴い、種別割の減免に関する規定を改めるものでございます。次に、特別区たばこ税につきまして、加熱式たばこに係る課税標準の特例を定めるものでございます。

特別区民税に係る改正につきましては令和8年1月1日から、特別区たばこ税に係る改正につきましては令和8年4月1日から、その他の改正につきましては公布の日から施行いたします。

次に、議案第36号、西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事請負契約についてでございます。

西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は4億964万円、契約の相手方は大成ユーレック株式会社となっております。令和7年度一般会計子ども費及び環境まちづくり費、令和8年度債務負担行為として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、区内立幸町ホール改修工事関係の3議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

いずれも制限を付した一般競争入札により、議案第37号、区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約については、契約金額2億2,079万1,890円、契約の相手方は株式会社松村電機製作所東京支店でございます。

議案第38号、区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約については、契約金額1億6,491万2,000円、契約の相手方はヤマハサウンドシステム株式会社。

議案第41号、区立内幸町ホール改修工事請負契約については、契約金額3億7,950万円、契約の相手方は株式会社東工務店となっております。

いずれも、令和7年度一般会計地域振興費及び令和8年度債務負担行為として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第39号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資としてアルファ化米等の食料を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は8,237万8,684円、購入先は株式会社渡辺武商店となっております。令和7年度一般会計総務費として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第40号、議場会議システム及びAV機器の購入についてでございます。

機器の更新のため、操作卓等の議場会議システム及びAV機器を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は5,060万円、購入先は株式会社東和エンジニアリングとなっております。令和7年度一般会計議会費として予算のご議決を頂いているものでございます。

以上10議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） ただいま説明のありました議案のうち、議案第30号及び第31号の2議案については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました10議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第11及び第12を一括して議題にします。



議案第33号 千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

議案第35号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（文教福祉委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第33号、千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

千代田区保育の実施に関する条例、千代田区立こども園条例及び千代田区立幼稚園使用条例につきまして、東京都の補助制度の拡充に伴い、第1子に係る通常の保育料を無償化するよう改めるほか、規定を整備するものでございます。

本年9月1日から施行いたします。

次に、議案第35号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

「育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、職員の仕事と育児との両立を支援するため、教育委員会の義務を定めるほか、規定を整備するものでございます。

改正に伴う経過措置につきましては公布の日から、その他の改正につきましては本年10月1日から施行いたします。

以上、2議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） ただいま説明のありました議案のうち、議案第35号については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました2議案は、いずれも文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第13を議題にします。



議案第34号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

（環境まちづくり委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区长坂田融朗君登壇〕

○副区长（坂田融朗君） 議案第34号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

神田佐久間町地区地区計画の変更に伴い、この条例に定める同地区地区整備計画における計画地区の区分を追加し、建築物の制限について定めるほか、規定を整備するものでございます。

公布の日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議案は、環境まちづくり委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第14を議題にします。



報告第7号 令和6年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 報告案件につきましてご説明申し上げます。

報告第7号、令和6年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてでございます。

本年第1回区議会定例会におきましてご議決いただきました令和6年度一般会計予算の繰越明許費16億3,697万9,000円のうち、15億1,621万1,000円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

明許費と繰越額との差額につきましては、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金に係る予算について、年度内に一部執行することができたことなどによりまして繰越額が減少したものでございます。

以上、ご報告いたしました。よろしくご報告申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、7月4日午後1時から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。

散会します。

午後3時00分 散会